【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2023年6月23日

【事業年度】 第22期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

【会社名】 株式会社コラボス

【英訳名】 Collabos Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 茂木 貴雄 【本店の所在の場所】 東京都千代田区三番町8番地1

【電話番号】 03-5623-3391

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長 青本 真人 【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区三番町8番地1

【電話番号】 03-5623-3391

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長 青本 真人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月		2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年 3 月
売上高	(千円)	1,968,726	2,019,443	2,102,253	2,368,907	2,349,041
経常利益	(千円)	307,822	190,926	114,830	76,320	100,313
当期純利益	(千円)	210,673	85,044	99,468	54,265	67,861
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	-	-	-	-	-
資本金	(千円)	324,614	324,774	324,854	324,854	324,854
発行済株式総数	(株)	4,789,800	4,791,000	4,791,600	4,791,600	4,791,600
純資産額	(千円)	1,764,246	1,852,581	1,841,640	1,878,548	1,902,983
総資産額	(千円)	2,246,197	2,343,593	2,292,093	2,374,371	2,229,626
1株当たり純資産額	(円)	361.21	378.94	390.06	401.47	417.00
1株当たり配当額	(M)	-	-	-	-	-
(うち、1株当たり中間配当額)	(円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1 株当たり当期純利益	(円)	44.07	17.75	20.91	11.70	14.88
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利 益	(円)	42.77	17.31	20.45	11.49	14.69
自己資本比率	(%)	77.0	77.5	79.0	77.8	84.0
自己資本利益率	(%)	12.9	4.8	5.5	3.0	3.6
株価収益率	(倍)	17.06	22.70	30.61	36.74	23.92
配当性向	(%)					-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	399,498	273,483	290,458	297,382	165,681
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	68,665	76,058	116,060	174,158	344,909
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	90,156	111,761	212,707	104,138	125,415
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	1,490,676	1,576,340	1,539,510	1,558,596	1,253,952
従業員数	(5)	61	62	84	93	100
〔外、平均臨時雇用者数〕	(名)	(8)	(6)	〔12〕	(19)	〔21〕
株主総利回り	(%)	63.7	34.1	54.2	36.4	30.1
(比較指標:東証マザーズ指数)	(%)	(79.2)	(51.4)	(99.8)	(65.5)	(62.1)
最高株価	(円)	1,219	885	800	656	476
最低株価	(円)	532	352	380	390	339

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2.持分法を適用した場合の投資利益については、持分法非適用関連会社がありますが、損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性が乏しいため記載しておりません。
 - 3.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2022年3月期の期首から適用しており、2022年3月期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等になっております。

EDINET提出書類 株式会社コラボス(E31336) 有価証券報告書

- 4.従業員数は就業人員(休職者を除く)であり、臨時雇用者数(アルバイト、インターン及び派遣社員をいう)は、年間の平均人員を[外書]で記載しております。
- 5.最高・最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所グロース市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

2 【沿革】

年月	概要
2001年10月	アイ・ティー・エックス㈱(出資比率85%)、㈱バーチャレクス(現、バーチャレクス・コンサルティ
	ング(株) (同15%)の共同出資により、クラウド型コンタクトセンター基盤の事業化に向け、(株コラ
	ボス(所在地:東京都千代田区霞が関)設立
2002年4月	東京都中央区日本橋茅場町へ本社を移転
2002年 5 月	「@nyplace」を提供開始 (5)
2003年12月	(㈱バーチャレクス(現、バーチャレクス・コンサルティング(㈱) から、アイ・ティー・エックス(㈱)に
	株式譲渡(100%出資)
2005年 5 月	東京都千代田区霞が関へ本社を移転
2007年3月	東京都千代田区神田神保町へ本社を移転
2007年4月	「COLLABOS CRM」を提供開始 (1)(5)
2007年10月	プライバシーマーク取得 (2)
2009年1月	│ 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 取得 (3)
2009年 5 月	「Packet Folder」を提供開始(5)
2010年7月	アイ・ティー・エックス(株)から、オリンパスビジネスクリエイツ(株)に株式譲渡(100%出資)
2010年11月	「COLLABOS CRM Outbound Edition」を提供開始 (5)
2011年 6 月	MBO(マネジメント・バイアウト)実施 (4)
2011年10月	東京都千代田区西神田へ本社を移転
2012年 2 月	「COLLABOS PHONE」を提供開始 (5)
2015年 3 月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
2016年11月	グループ会社㈱シーズファクトリー(非連結子会社)を設立
	「GOLDEN LIST」を提供開始(5)
2017年 8 月	東京都墨田区押上へ本社を移転
2017年 9 月	(㈱ギークフィードの株式を取得(持分法非適用関連会社)
2019年 6 月	「AmiVoice Communication Suite provided by コラボス」を提供開始(5)
2020年 7 月	 株 シーズファクトリーを吸収合併
2020年10月	「Challbo」、「CollasQ」を提供開始(5)
2021年12月	統合CRMマーケティングシステム「GROWCE」を提供開始(5)
2022年 4 月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所のマザーズ市場からグロース市場に移行
2022年 7 月	東京都千代田区三番町へ本社を移転
2023年 4 月	あふれ呼の収集が可能なコールバック支援システム「Afullect」の提供開始(5)

〔用語解説〕

1 . CRM

顧客情報や取引履歴を蓄積・共有・管理する顧客情報データベースであります。一連の顧客の情報を一元管理できるため、顧客からの問い合わせやトラブルに対応でき、エンドユーザーに応じたきめ細かい対応を行うことで 長期的で良好な関係を築き、顧客満足度を向上させることができます。

2.プライバシーマーク

プライバシーマークとは、日本工業規格「JIS Q 15001個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項」に適合して、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者を認定するプライバシーマーク制度において、その認証がされたことを示すものであります。

- 3.情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)とは、「ISO/IEC27001」及び「JIS Q 27001」に基づく認証基準に適合することを認定する一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるISMS適合性評価制度により、企業の情報管理体制が認証されたことを示す国際規格であります。
- 4 . MBO

マネジメント・バイアウト (Management Buyout) の略称であります。過半数以上の株式取得による経営権取得のための経営陣による株式買い取りを意味しております。

当社ではオリンパスビジネスクリエイツ㈱の単独株主となっている状態から、株式公開に向けての効果的な戦略として実施しております。2011年6月、オリンパスビジネスクリエイツ㈱からNIFSMBC-V2006S3投資事業有限責任組合(出資比率42.4%)、当社代表取締役茂木貴雄(同34.0%)、コムテック㈱(同13.6%)に、2011年7月、オリンパスビジネスクリエイツ㈱から㈱アイカム(出資比率2.3%)、当社取締役小川泰幸(当時)(同0.2%)、同取締役小川勇樹(同0.2%)に株式譲渡を行い、MBOを実施しております。

5 . 各種サービスの内容については、「3 事業の内容」に記載のとおりであります。

3【事業の内容】

当社は、お客様相談室または製品問い合わせセンター等のコールセンター部門や販売促進活動を行うマーケティング部門を所有するクライアントを対象としております。サービスとしては、コールセンター運営に必須であるIP(1)電話交換機システムや顧客情報管理システムの他、業務効率化を促進する各種システム、また、コールセンターで蓄積したデータをAIで分析し、効果的な広告配信やDM等へ活用するマーケティングシステム等を開発しており、企業とユーザーとのコミュニケーションデータをシームレスにつなげるクラウドサービスを、インターネット網を介して月額料金制で提供しております。

クラウドサービスは、企業が個別にシステム構築をするのではなく、同じシステムをインターネット経由で共同利用することにより大規模な設備投資が不要になるとともに、導入コストの低減及び導入期間の短縮が可能となります。また、業務の変動に合わせ「必要なときに必要な分だけ」利用できるため、コストの最適化を実現できます。さらに、導入後に専門のエンジニアが必要となるシステム保守やバージョンアップなどの運用・管理作業も、月額費用の範囲内で当社にて対応しております。

当社サービスの利用イメージは、次のとおりであります。クライアントは当社サービスを利用して、エンドユーザー向けのコールセンターサービスを提供することが可能となります。



当社の導入企業の業種は、テレマーケティング事業者やBPO事業者を中心に、メーカー、小売、金融等、様々で、5 席前後の小規模コールセンターから300 席超の大規模コールセンターまで規模を問わず、豊富な導入実績をもっております。また、コールセンターに必要なサービスはすべてワンストップで提供できる体制をとっており、クライアントの新サービスの導入にかかる手間や初期コストを抑え、簡易にシステムを連動させることが可能です。

また、業界のパイオニアとして多くのナレッジを蓄積しており、システム構築のみならず、通信事業者とのスケジュール調整等の導入時のサポートや業務開始後の統計レポート分析等の業務改善サポートを併せて実施しており、クライアントに密着したサービス提供を行うことで、企業の生産性向上や業務効率改善に貢献しております。

当社のクラウドサービスは、以下のサービスから成り立っております。 なお、当社は単一セグメントとしてクラウドサービス事業を営んでおり、セグメントごとの記載はしておりません。

IP電話交換機システム (PBX/CTI(2))

(1) @nyplace (エニプレイス)

世界・国内コンタクトセンター市場でトップクラスのシェアを誇るAvaya (3) 社製IP電話交換機を採用しており、高機能で堅牢性と安定性が特徴のハードフォン型コールセンターシステムであります。なお、在宅勤務下でも利用可能なソフトフォン型 (4) も選択可能です。また、オプションとしては、通話録音システム「Packet Folder」やAI 技術を搭載したリアルタイム音声認識システム「AmiVoice Communication Suite provided by コラボス」の提供も行っており、通話内容の自動テキスト化や感情認識による通話品質自動評価などの機能もご利用いただけます。

価格体系は、設計・設定等に係る初期費用に加え、月額利用課金型を採用しており、利用席数の変更、オプション機能の追加、通話実費等によって、月額利用料が変動いたします。

(2) COLLABOS PHONE (コラボスフォン)

5 席前後から80席未満までの小・中規模コールセンター向けに、Asterisk (5)ベースで開発した自社開発のコールセンターシステムであります。パソコンとインターネット環境があれば手軽に利用できるため、

「@nyplace」よりも低価格、短納期での導入が可能でありながら、「@nyplace」と同等の基本機能を搭載しており、低コストで本格的なコールセンターシステムを導入できます。電話機本体は不要で、在宅勤務下でも利用可能なソフトフォン型で提供しております。

価格体系は、アカウント発行等に係る初期費用に加え、月額利用課金型を採用しており、利用プランの変更、 オプション機能の追加、通話実費等によって、月額利用料が変動いたします。

顧客情報管理システム (CRM)

(3) COLLABOS CRM (コラボスCRM)

お客様から電話を受ける受電型のコールセンター業務に特化した顧客情報管理システムであります。インターフェイスを特徴としており、電話、メール対応、Web問い合わせの一括管理が可能なほか、オプションとして、発信者の顧客情報を画面上に自動表示させるポップアップ機能等も搭載しております。また、「@nyplace」や「COLLABOS PHONE」と併せて提供することで、業務効率化や顧客満足度向上を図ることが可能であります。価格体系は、アカウント発行等に係る初期費用に加え、月額利用課金型を採用しており、利用ID数の変更、オ

(4) COLLABOS CRM Outbound Edition (コラボスCRM アウトバウンド エディション)

プション機能の追加等によって、月額利用料が変動いたします。

テレセールスなど発信型のコールセンター業務に特化した顧客情報管理システムであります。架電先リストの作成や架電結果レポートをはじめ、アウトバウンド業務に特化した機能を搭載しております。オプションとして、「@nyplace」や「COLLABOS PHONE」と併せて利用することで、架電先へ自動発信し、不応答の場合は自動的に次の架電を行うプログレッシブ機能等も搭載しており、手作業での架電作業と比べて効率化を実現できます。主に、サービスサポートのフォローコール業務、テレマーケティング業や金融業のアウトバウンド業務に提供をしております。

価格体系は、アカウント発行等に係る初期費用に加え、月額利用課金型を採用しており、利用ID数の変更、オプション機能の追加等によって、月額利用料が変動いたします。

(5) GROWCE (グロウス)

顧客情報管理(CRM)システムにマーケティングの機能を搭載した統合CRMマーケティングシステムであります。コールセンターで収集した顧客情報や応対内容等のオフライン情報と、Webマーケティング部門に集まるサイト閲覧履歴や一斉配信メール後の開封率等のオンライン情報を一元管理することが可能で、コールセンターで収集した情報をマーケティング活動に繋げることで、コールセンターの売上向上に貢献します。

価格体系は、アカウント発行等に係る初期費用に加え、月額利用課金型を採用しており、利用ID数の変更、オプション機能の追加等によって、月額利用料が変動いたします。

業務効率化を実現する付加的サービス

(6) Packet Folder (パケットフォルダー)

高精度な@nyplace用音声通話録音システムであります。パケットキャプチャ方式(6)を採用しているため、通話単位で正確な録音が可能となり、音声ファイルの検索もでき、通話品質の向上を実現できます。 価格体系は、設計・設定等に係る初期費用に加え、月額利用課金型を採用しており、利用席数の変更等によって、月額利用料が変動いたします。

(7) AmiVoice Communication Suite provided by コラボス

(アミボイス コミュニケーション スイート プロバイデッド バイ コラボス)

AI技術を搭載したリアルタイム音声認識(7)システムであります。通話内容を自動でテキスト化し回答候補を表示することで、応答速度の向上を実現するほか、感情認識による通話品質の自動評価も可能となります。 価格体系は、設計・設定等に係る初期費用に加え、月額利用課金型を採用しており、利用席数の変更等によって、月額利用料が変動いたします。

(8) GOLDEN LIST (ゴールデンリスト)

AIデータ解析及びリスト作成サービスであります。お客様が保有する購買履歴等の顧客データを独自解析し、成約見込みの高いリストを作成することで、アウトバウンドの費用対効果を高め、収益向上に貢献します。 価格体系は、解析するデータ件数によるプランごとの従量課金制のほか、月額利用制を採用しております。

(9) Afullect (アフレクト)

コンタクトセンターにおいて、瞬間的に呼量(8)が増加し、電話がつながらない状態となる「あふれ呼」を防止するためのサービスであります。あふれ呼の収集・分析が可能で、あふれ呼時のIVR(9)機能による自動応答、自動応答による一時受付を実現する留守録機能、SMS送信機能等も搭載しており、機会損失を可能な限り防止するコールバック支援システムであります。

価格体系は、アカウント発行等に係る初期費用に加え、月額利用課金型を採用しており、電話番号数の変更等によって、月額利用料が変動いたします。

(10) Challbo (チャルボ)

有人・無人の切替が可能なチャットボットシステム(10)であります。1人のオペレーターが複数の業務を請け負う場合を想定し、使いやすさを重視し、同一アカウントで複数のサイトを同時に対応することが可能です。

価格体系は、アカウント発行等に係る初期費用に加え、プランごとの月額利用課金型を採用しており、利用ID数の変更等によって、月額利用料が変動いたします。

(11) CollasQ(コラスク)

FAQ (11)情報蓄積システムであります。問い合わせの多い質問や回答を企業ホームページのよくある質問として公開することで、顧客の自己解決を促したり、オペレーターが回答する際の検索システムとしての利用が可能です。

価格体系は、アカウント発行等に係る初期費用に加え、プランごとの月額利用課金型を採用しており、利用ID 数の変更等によって、月額利用料が変動いたします。

〔用語解説〕

1 . IP

インターネット上で通信相手を特定するためのIPアドレスに基づいて、パケット(データ通信ネットワークを流れるデータの単位で、伝送されるデータ本体に送信先の所在データなど制御情報を付加した小さなまとまり)を宛先ネットワークやホストまで届ける(ルーティング)ためのプロトコル。

2 . CTI

コンピュータと電話・FAXを統合する技術のこと。企業で利用しているPBX(構内電話交換機)のほか、CRMシステム(顧客管理システム)やSFA(営業支援ツール)を連携させることで、コールセンターなどの電話対応業務を効率化できる。

3 . Avaya

アメリカ合衆国の通信、ネットワーク機器メーカーであります。IP電話交換機、IP電話製品、コールセンター向けソフトウェア等の一連の企業向けコンタクトセンターソリューションを主力製品として提供しており、IP電話交換機製品において国内外に多くの実績がある企業のこと。

4.ソフトフォン

ソフトフォンとは固定電話やビジネスフォンなどの専用電話機 (ハードフォン) を使用せず、パソコンなど に専用のソフトをインストールして、イヤホンとマイクを使用し、インターネットを介して通話をする電話 のこと。

5 . Asterisk

アメリカ合衆国のDigium, Inc.が開発しているオープンソースのIP電話交換機システムのソフトウェア。

6.パケットキャプチャ方式

ネットワーク上に流れるトラフィックのパケットを収集すること。

7. 音声認識

音声情報と言語情報を組み合わせることで、音声を文字に変換する技術。

8. 呼量

ある一定の時間内に電話をかけたり受けたりした回数のこと。

9 . IVR

コンピューターによる音声自動応答システムのこと。営業時間外も電話対応を行うことができる。

10. チャットボット

EDINET提出書類 株式会社コラボス(E31336) 有価証券報告書

「チャット(chat)」と「ボット(bot)」を組み合わせた言葉で、AIを活用した自動会話プログラム。 「チャット」は、インターネットを利用したリアルタイムコミュニケーションのことで、主にテキストを双 方向でやり取りする仕組み。

11 . FAQ

よくある質問とその回答を集めたもののこと。

4【関係会社の状況】

当社は、関連会社1社を有しておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

5【従業員の状況】

(1)提出会社の状況

2023年 3 月31日現在

従業員数(名) 平均年齢(歳)		平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	
	21] 34.20	5.4	4,940	

- (注)1.従業員数は就業人員(休職者を除く)であります。
 - 2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員(アルバイト、インターン及び派遣社員をいう)の年間の平均雇用人 員であります。
 - 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 - 4. 当社は単一セグメントとなるため、セグメント毎の従業員数の記載については、省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社は、労働組合を有しておりませんが、代替として労使委員会を設けており、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合

2023年3月31日現在

	2020十 3 7 3 0 1 日 元 正
管理職に占める女性労働者の割合(%)(注)	
	20.0

- (注)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
 - (4) 男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)及び「育児休業、介護休業 等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではな いため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「熱心な素人は玄人に勝る・新しいことを自分で創めよう・」を企業理念として掲げております。

コールセンターは、商品メーカーの問い合わせ窓口だけでなく、電話セールスとしての「顧客とのコミュニケーションの場」としても幅広く使われています。また、国や地方自治体の問い合わせ窓口として活用されるほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、非対面接客としても、その重要性や存在意義が高まっております。

またコールセンターには、日々蓄積される"お客様との対話"(=「顧客の生の声」)や、年齢・性別などの顧客基本情報や問い合わせ対応履歴などの各種情報等、膨大なデジタルデータが集まります。その情報資産を十分に活用し、顧客が持つ潜在的なニーズを捉え、コールセンターと顧客の"エンゲージメント"の機会を創り出すことも、これからのコールセンターには必要になってきます。

私たちは、このような「コールセンター」を軸につながる企業と顧客・消費者の接点を、最新技術を用いたクラウドサービスで、「より快適に・より便利に」を実現し、「コールセンターで人々の生活をより豊かに」することで社会に貢献してまいります。

(2)目標とする経営指標

当社は、事業活動の成果を示す 売上高、 サービス別月次利用数を重要な経営指標としております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、2024年3月期から2026年3月期までの3か年を対象とした「中期経営計画」を策定し、2023年5月に公表しております。

当社が属するコールセンター市場は、人材不足が深刻化しており、顧客との接点は労働集約的な人による対応から自動化やAI化が加速していくものと考えられます。また、今後のコールセンターシステムは、コールセンターにおいて収集した情報をAIに分析させ、広告配信や効果的な販売に結び付ける等、DXによる統合化が進んでいくことが予想されます。

当社は、このような将来の自動化・AI化のニーズを先読みすべく、次世代のコールセンターシステムに関する知的システムの開発を進めてまいりました。今後3年間においては、後述の2点を成長戦略としていく方針です。

「成長戦略]

「@nyplace」の安定成長

当社の売上高の大半を占める「@nyplace」において、交換機のバージョンアップと体制の最適化によって、 収益基盤であるサービスの着実な成長を保持します。具体的には、以下の施策を予定しております。

- ・交換機 (PBX) のシステムバージョンアップにより、新機能及びサービス対応範囲の拡張、基盤強化、SIP (1)対応や他システムとの連携機能強化を行い、付加価値の高いサービスへ転換し差別化する。
- ・顧客向けポータルサイトやFAQの充実等により作業の自動化や効率化を実現し、利益を最大化する。

独自サービスの飛躍成長

前中期経営計画における新サービス(コールセンターシステムのAI化+マーケティング活用)を含めた当社 独自サービスで、多様化、低価格化、拡張性を求める既存のマーケットニーズへ対応し、新たなマーケティ ング市場の開拓を推進します。

- ・近日リリース予定の「VLOOM」及び「Afullect」によって既存のコールセンター市場を開拓
- ・マーケティング活用型サービスである「GROWCE」、「GOLDEN LIST」、「UZMAKI」によって新市場を開拓
- ・全サービスの連携及び統合化を進め、当社独自のサービスを確立

当社の中期経営計画3ヶ年における主要定量目標は以下であります。

	2024年3月期(目標)	2025年3月期(目標)	2026年3月期(目標)
売上高	24億円	27億円	31億円

今後の目標数値は、いずれも策定時点で目標値として社内的に定めたものであり、今後、適時開示等で公表される業績予想値と異なる場合があります。

(4) 会社の優先的に対処すべき課題

当社の営むクラウドサービス事業は、導入コストの負担軽減とスピーディーな導入、システムコストの最適化等が可能な点から注目を集める一方、新規参入が多い事業でもあります。

当社は、競合他社との差別化を図るために、クライアントニーズを捉えたサービス、可用性の高いシステム、信頼を得られる組織の構築が重要であると考えております。

これらを踏まえ、中期経営計画の実現と更なる事業推進のため、以下の6点を重要課題として取り組んでまいります。

販売力強化及び販路拡大

当社は、今後も成長が見込まれる市場環境において、営業の組織体制強化による新規マーケット開拓及び既存マーケット拡大、オンライン集客の強化によるWebリード数増加及びサービスサイト強化、販売パートナーとの協業・共創によるサービス力強化及び販売チャネル拡大等の取り組み、また、製販一体となる組織体制の最適化、クライアントニーズに応える機能拡充及びサービスメニューの追加、競争優位性を高める価格戦略等を通じて、販売力強化及び販路拡大を図ってまいります。

事業領域の拡大について

当社は、今後更なる成長を遂げるために、従来のサービスに加え、多様化するコンタクトチャネルやクライアントニーズに対応した新たな機能及びサービスを提供していきます。さらに、コールセンターに蓄積される様々なデータを活用する新たな事業の開発・参入等を通じて、マーケティング事業領域等の周辺事業領域への事業の拡充を図ってまいります。

開発力の強化

当社は、あらゆるクライアントニーズに応える機能拡充及びサービスメニューの開発に努めてまいります。また、それに加えてニーズを超えるさらに価値あるサービスの創造を実現するため、開発技術力強化のための教育と内製化及び環境整備へ積極的な投資を行い、開発機能の品質とスピードの向上を進めてまいります。

システム安定性の強化

当社は、コールセンターに不可欠な365日24時間のシステム提供に耐えうる十分な設備投資を行っており、今後も継続してサービス品質の維持向上を図るため、定期的・計画的な予防保守の運用体制を構築し、持続可能かつ高品質な安定したサービスの実現に努めてまいります。

組織体制整備及び人材育成

当社は今後もクライアントの要望に対してスピーディーに対応していく組織の確立を目標として、専門分野を有する人材の補強、社内研修体制の更なる充実及び管理職のマネジメント能力の強化を図り、全社的な高い営業力を持つとともに、全社が隔たりなく連携する組織体制の整備に努めてまいります。

内部管理体制の強化

企業として大きく成長していくためには、クライアントのみならず社会的な信用を得ることは、重要な課題であると考えております。そのため当社は、コーポレート・ガバナンスの充実に努め、内部統制システムの整備、コンプライアンス体制の充実及び経営の透明性の確保を図り、企業倫理の一層の向上を着実に進めております。

〔用語解説〕

1.SIP

Session Initiation Protocolの略称で、IPネットワークを利用し、通信相手と音声や映像、メッセージの交換などを行うために必要な通信経路(セッション)を確立するための通信プロトコルのこと。

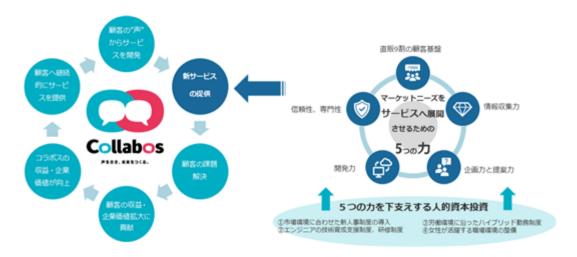
2【サステナビリティに関する考え方及び取り組み】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取り組みは次のとおりであります。 なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) サステナビリティに関する考え方及び取り組み

当社のサステナビリティに関する考え方については、事業を通して顧客並びに社会における課題解決に貢献することと考えており、顧客が抱える課題を解決するサービスを提供し続けることにより、顧客の企業価値向上に貢献し、それが当社の企業価値向上につながり、顧客への継続的なサービス提供を可能にするというライフサイクルを重視しています。また、業務提携先とのパートナーシップやコラボレーションを推進し、多様化・複合化する顧客ニーズに対応することを重視しています。

このライフサイクルの実現には、5つの要素が重要であると考えており、「顧客基盤」「情報収集力」「企画力・提案力」「開発力」「信頼性・専門性」の5つの要素を安定的、かつ継続的に生み出す基盤として人的資本投資が最重要課題であると捉え、取り組みを行っております。



(2) ガバナンス

当社は、「熱心な素人は玄人に勝る・新しいことを自分で創めよう・」という企業理念の下、新しいことへチャレンジし続ける精神を礎に、顧客のニーズを叶える新たなサービスを常に創出し続けることが当社の企業基盤であると考えております。この実現のため、公正・適正な事業運営により各種のステークホルダーとの良好な関係を築くことはもとより、そのパートナーとして互いに成長しあうことにより、社会に貢献するとともに長期的な事業継続と企業価値の向上に努めております。

コーポレート・ガバナンス体制

当社は、内部統制及びリスク管理を徹底することにより、株主、取引先及び従業員をはじめとした様々なステークホルダーに対して社会的な責任を遂行し、企業価値の最大化に努めております。また、当社は、会社経営の健全性の確保を図り、コーポレート・ガバナンスを強化するために、内部統制システムの確立、整備及びその拡充を推進しております。

当社の経営方針や重要課題、法令遵守に係る重要事項等のすべてを決定する最高意思決定機関として、取締役及び監査役が出席する取締役会を原則月1回開催し、取締役の職務執行の状況を監督するとともに、経営環境の変化に対応し迅速かつ慎重に業務執行を行うことを目的として常勤の取締役及び監査役が出席する経営会議を原則月2回開催しております。加えて、管掌役員制を導入することにより各部署の実効性を高め、社長補佐として全社的見地から管掌組織の業務執行に対する指導及び監督を行っております。

また、社外監査役3名で構成する監査役会を設置し、監査方針の決定の下、取締役の業務執行を十分に監査できる体制を構築するとともに、内部監査室の設置により、取締役及び各部署所属員に対し、法令遵守やコンプライアンスの観点から業務執行状況に対する監査を行い、代表取締役への報告、並びに監査役会及び会計監査人との連携により社内体制の改善等を図っております。

(3) リスク管理

当社は、事業運営及び事業継続に関わるビジネスリスクに対して、各種規程の制定により、リスクの抽出及び対応方針の検討・決定を行い、適切なリスクマネジメントを行うための体制を構築しております。

体制及びプロセス

当社は、事業運営における様々なリスクについて、「業務分掌規程」による各部署の責任範囲の明確化並びに管掌役員制の導入による全社的見地からの管掌組織へのモニタリングを行うとともに、「権限規程」及び「稟議規

程」に基づき、各組織において発生する各種のリスクは経営会議へ報告がなされる体制としております。経営会議においては、リスクを評価・分析し、対応方針について検討を行うとともに、決定した方針はその重要度に応じて 取締役会への報告または決議を行うこととしております。

また、内部監査室による内部監査並びに内部統制報告制度 (J-SOX) において、ビジネスリスクとなる危険が発見された場合には、代表取締役並びに取締役会へ報告する体制としております。その他、「リスク管理規程」においてリスク対策委員会を設置できるものとしており、発生するリスクに対して多方面からマネジメントを行う体制を構築しております。

(4) 戦略

当社の人的資本経営については、「第2事業の状況 1経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (1)会社の経営の基本方針」に記載された企業理念、経営方針に加え、従業員がやりがいを持って前向きに仕事に取り組めるよう定めた以下の5つの行動指針が根本となっております。

- 一、売上を最大限に伸ばし、経費を最小限に抑える。
- 一、自立、職人(プロフェッショナル)の意識を持ち、事業を興すことにより、利益の追求だけでなく人間的に成長することを必達とする。
- 一、初心、感謝、謙遜、思いやり、闘争心の念を忘れず、決して驕り高ぶらず、決して手を抜かず、勤勉、努力 を旨とする。
- 一、自分の人生の目標を持ち、自分で考え、自分で行動する。
- 一、家族を大切にする。

当社では、これらの企業理念、経営方針、行動指針を体現できる人材の育成により継続的にマーケットを開拓し、顧客のニーズにあった新しいサービスを提供することが企業価値の確立・向上を生むライフサイクルの実現につながるとの考えに基づき、就業規則や人事制度、研修制度等を通じ以下の施策を進めてきました。

具体的な取り組み

人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する取り組み

当社は、以下の施策を通し、採用の門戸を広げながらキャリアの段階にあわせたOJTとOFF-JTの両輪による育成プログラムを実施することで、社員一人ひとりがビジネスパーソンとして「人財」へ成長することを支援しております。

1)採用に関する取り組み

当社が2008年から一貫して継続している新卒採用による社員数は、全社員の約4割を占めるほどになっております。性別、国籍、学部不問での母集団形成と自社独自の選考基準に加え、人事担当者だけでなく営業や技術の現場先輩社員もリクルーターとして学生からの相談に親身になって寄り添うことで、入社後ギャップの低減と早期離職の防止を図っております。

一方、中途採用においても、創業期から一貫して年齢や国籍、性別にかかわらず、スキルや人柄、入社以前の経験等を重視した採用選考を行っております。このような取り組みを通してサステナブルな事業サイクルを支える人材の育成・輩出に繋がっております。

2) 若手社員育成のための取り組み

新入社員研修では、入社時研修の一環として人事担当者や職業能力開発推進者によるキャリアへの動機づけを促すためのプログラムを実施しております。その後、配属されてから1年目の期間は先輩社員が専任の指導員となり、業務遂行上のアドバイスや職種別のスキルチェックを行いながら新入社員の自立と成長を促す制度を運用しております。

入社2年目以降については、直属の上司による半期毎の評価後面談において、これまでの業務に関する内容だけでなく今後のキャリアプランや異動希望、働き方など、中長期的なキャリアに関する棚卸しや将来への展望といった相談にも真摯に対応しております。

3)中堅以上の社員育成のための取り組み

中堅以上の社員育成のための取り組みについては、経理、法務、自社ソリューション等の研修を実施することで、事業部門の人材を対象とするOff-JTを中心に、その育成を継続支援しております。また、新任の管理職に対しては、マネジメントに欠かせないビジネスマインドや各種コンプライアンスに関する研修を実施するなど、OJTを行う事業部門とOff-JTを行う人事部門が連携協力することで次世代経営幹部の育成・輩出に取り組んでおります。

4) エンジニア人材育成のための取り組み

当社のエンジニア人材は、技術力の強化を目的とする社内制度の下、その役割機能毎に5つのエンジニアタイプに分類されております。制度では、それぞれのエンジニアタイプに求められるスキルや知識を社員ー

人ひとりのレベルに応じて段階的に身に付けられるように定めており、スキルアップを目的とした自己学習 や資格取得、外部研修の受講についても会社が全面的に支援しております。

社内環境整備に関する取り組み

1)人事制度に関する取り組み

当社では、2014年度の上場を契機に人事諸制度及び就業規則類の大幅な刷新を行い、以降、外部環境の変化や各種のニーズに臨機応変に対応しております。具体的には、経営戦略に応じた育成制度の創設、働き方の変化に応じた就業規則の改定、業務環境の変化に応じた評価制度の見直しなどを行いました。

今後も、経営戦略上のニーズに応えることはもちろん、社員の声に耳を傾けながら外部環境の動向も注視 することで、社員の働く環境の最適化に努めてまいります。

2) 在宅勤務制度の運用

2020年4月より緊急的措置として開始した在宅勤務ですが、2021年4月には社内制度としての整備を行い、以降、見直しを繰り返しながら継続的に運用しております。オンライン上での会議の進め方や労務管理方法にも工夫を施し、ツールやシステムの導入によってコミュニケーションの円滑化を図ると同時に業務環境のデジタル化も推し進めることで、組織の活性化と生産性の向上を促進しております。

3) 一般事業主行動計画の策定

2022年8月には、育児を行う社員の子育てと仕事の両立支援の促進、女性を含めた全ての人材が継続して就業し活躍できる職場づくりを目指し、「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画(計画期間:2022年11月1日~2025年3月31日)」並びに「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画(計画期間:2022年4月1日~2027年3月31日)」を策定し、公表しました。

4)従業員エンゲージメント及びワーク・モチベーション向上のための取り組み

従業員エンゲージメント及びワーク・モチベーション向上のための取り組みとして、四半期に一回の頻度で利用できる社内会食費補助制度や社内部活動への活動費用支援の他、年に1回の頻度で「P-BEC (The Prize of Best Engagement to Collabos)」という社内表彰制度を運用しております。

本表彰制度では業務内容やプロジェクトの大小にかかわらず、社員の様々な努力や貢献にスポットライトを当てており、互いに感謝・賞賛しあう文化を醸成するとともに社内交流を活性化させる一助となっております。



(注)2022年度社内表彰開催時の説明資料より抜粋

(5) 指標及び目標

当社では、上記「(4)戦略」において記載した、人材の多様性の確保を含む人材育成に関する方針及び社内環境に関する方針について、次の指標を用いております。当該指標に関する目標及び実績は、次の通りであります。

指標	目標	実績(当事業年度)
管理職に占める女性労働者の割合(%)(注)	30.0	20.0

(注)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。詳細は、「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画(計画期間:2023年6月1日~2027年3月31日)」に記載のとおりであります。

3【事業等のリスク】

以下において、当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクを取りまとめております。また、必ずしもリスクと考えられない事項についても、当社の事業活動を説明する上で投資家の判断基準になりうる事項については、積極的な情報開示を行っていく観点から記載しております。

当社は、リスクの発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針でおりますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載事項も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が独自に判断したものであります。そのため、 将来発生しうる可能性があるすべてのリスク及び当社株式への投資に関するすべてのリスクを網羅したものではあり ません。

(1) 事業内容に関するリスク

特定サービスへの依存について

「第一部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載のとおり、当社は、コールセンター向けの各種サービスを提供しておりますが、現在、「@nyplace」に売上高の多くを依存しており、当事業年度においても売上高全体の約67.7%を占めております。当社の業績が、特定サービスに依存することを好ましい状態とは考えておらず、「COLLABOS PHONE」や中期経営計画の新サービスなど、新たに当社の柱となる新規事業の創出に向け、積極的な開発投資を実施しております。

しかしながら、現時点においては主要サービスである「@nyplace」が不測の環境変化等の事態に陥った場合、 当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また「@nyplace」は、Avaya社製IP電話交換機システムを使用しております。当社は、Avaya社の日本法人である日本アバイア(株の代理店を通じて、Avaya社製IP電話交換機システム、周辺機器及び備品を調達しております。今後、何らかの理由によりAvaya社が日本市場から事業撤退する等、予期せぬ事象が発生し、製品の調達が困難になった場合、「@nyplace」の継続的なサービス提供に支障が発生する可能性があり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

サービス提供の安定性について

クラウドサービス利用を検討する基準として、安定したサービス提供の可否が重要な事項の1つとなっております。当社におきましては、事業の信頼性及び安定したサービス提供の実現性の観点から、設備及びネットワークの管理に細心の注意を払っております。サービス提供に関連する設備は、当社の契約するデータセンターに設置し、機器構成による稼働負荷の物理的かつ理論的な軽減を行っております。また、万一トラブルが発生した場合においても、短時間で復旧できるよう復旧テストやリスク管理体制を整えております。

しかしながら、上記の取り組みにも関わらず、2011年3月に発生した東日本大震災のような想定を超える大規模な地震等により本社及びデータセンター設備が致命的に損壊し、電力供給の停止等の予測不能な事態が起こった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

システム不具合について

当社は開発、保守及び運用体制の充実を図り、システム不具合の発生を未然に防ぐ体制の構築に努めております。しかしながら、一般的には高度なシステムにおいて、大小はあるものの欠陥発生を完全に解消することは不可能であると言われており、予期せぬシステム不具合が発生する可能性があります。

今後、当社サービス運用上に支障をきたすベンダーや開発言語の開発元等による潜在的かつ致命的な不具合が発覚し、当社が適切に解決できなかった場合、サービス提供に支障が発生する可能性があり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

設備投資について

当社は、既存サービスの強化及び新規サービスの導入を図るとともに、クライアント数の増加に応じて継続的な設備投資を計画しております。

しかしながら、事業を継続する中で、過年度の実績を大きく上回る急激なアカウント数の増加、当社の予測を超えるインターネット技術等の進展に伴うシステム投資の発生等により、投資時期、内容、設備規模について変更せざるを得ない状況となった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

事業拠点及び主要設備の集中について

当社の本社及び当社が契約するデータセンターは、東京都を中心とした首都圏近郊に集中しております。そのため、東日本大震災のような想定外の大規模災害等の発生により首都圏近郊の都市機能の一切が麻痺した場合、 当社の事業継続が困難になる可能性があります。

また、インフラ麻痺等によるクライアント対応の遅延等、当社のサービス提供に大きな支障が発生した場合、 当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

新規事業及びサービスの開発について

当社は、今後の更なる事業の成長に向け、従来サービスの強化に加えて、市場ニーズに対応した新たな機能及びサービスの開発・提供により、コールセンター周辺事業領域及びマーケティング事業領域等への事業の拡充を図っております。これらの取り組みにおいて、計画通りに開発が進捗しなかった場合、想定し得ないような技術革新が起きた場合、あるいは当初期待した通りの成果を上げることができなかった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、新規事業領域への参入において、市場環境の変化や競争の熾烈化等により、事業活動が当初期待した通りの成果を上げることができなかった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

人材育成及び採用について

クラウドサービス市場は、非常に技術革新が早く、競合他社との競争が激しい市場であります。そのため、専門技術に精通し、クライアントのニーズに的確に対応できる提案力や応用力を持った人材、また組織運営等のマネジメントに優れた人材の継続的な確保と育成が重要となり、かかる人材の育成又は採用ができなかった場合、将来にわたり当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、人員の育成、採用のための研修、その他のコストを追加的に負担する必要が生じる可能性があり、これらの追加的コストの発生により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

企業買収及び他社との業務提携等について

当社は、経営の効率化と競争力強化のため、企業買収及び資本参加を含む投資、他社との業務提携等により、 事業の拡大を行うことがあります。新しい製品やサービスを提供するにはこのような経営戦略が不可欠となりますが、活動が円滑に進まなかった場合、あるいは当初期待したとおりの効果が得られなかった場合、当社の事業 及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当該他社が事業戦略を変更し、当社が資本参加、業務提携関係等を維持することが困難になった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業環境に関するリスク

インターネット環境について

クラウドサービスは、インターネット環境を通じてサービス提供を行うものであり、法人によるインターネット利用の更なる普及が、当社の成長のための必要な条件であります。

今後、インターネット利用の普及に伴い通信速度遅延、通信回線障害等の通信インフラに関する弊害や、悪質なハッカー等の第三者からの侵害等による弊害の広がり、インターネット利用に関する新たな法的規制の導入等、その他予期せざる要因が発生し、法人によるインターネット利用が縮小する状態となった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新について

クラウドサービス市場は、技術革新の早い市場であります。そのため、当社は、クライアントへのアンケートや訪問・提案等の日々の営業活動の中でニーズを集約しながら、中期経営計画の新サービスなど、新たに当社の柱となる新規事業の創出に向け、積極的な開発投資を実施し、競争力のある独自のサービスを構築していく方針であります。

しかしながら、競合他社等により先進的な技術革新があり、当社の対応が遅れた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

市場競争について

クラウドサービス市場において、当社は早期に事業参入をしており、パイオニアとしてのメリットを活かしながら市場ニーズに合致するサービス提供を目指して開発を行い、競合他社との差別化を図っております。

しかしながら、今後の市場が拡大する中で、大手システムエンジニアリング会社や通信事業者等の競争力の高い企業を含む多くの新規参入企業が考えられ、それらの新規参入事業者の登場による技術革新、価格競争等の激化により当社の優位性が薄れた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

顧客のクラウドサービスの利用方針について

当社のクラウドサービスは、コールセンターを所有するクライアントや販売促進活動を行うマーケティング部門を所有するクライアントを対象としており、インターネット網を介して当社が開発、構築したシステムを月額料金制で提供しております。企業が自社でシステムを構築する場合と比較して、大規模な設備投資が不要になるとともに、導入コストの低減及び導入期間の短縮が可能となります。

しかしながら、クライアントがクラウドサービスの利用方針を変更し、当社のサービスの利用から自社でのシステム運営に切り替えた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 株価形成に関するリスク

潜在株式について

当社は、取締役、監査役及び従業員に対して、新株予約権を利用したストックオプション制度を採用しております。当事業年度末現在における当該潜在株式の総数は、発行済株式総数4,791,600株に対し、939,600株となっております。権利行使期間においてこれらの新株予約権が行使された場合、1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

配当政策について

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であるとの考えに基づき、過去において配当を実施しておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針ですが、現時点において配当の実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(4) 事業体制に関するリスク

当社は、今後大きく成長するにあたり、事業拡大に伴う人員の拡充、人材育成を行うとともに、経営判断及び業務執行の体制を充実させていく必要があると考えております。また、体制構築にあたってはコーポレート・ガバナンスを十分に機能させるために、内部統制システムの整備、運用及び各業務プロセスの管理体制の構築を同様に推進していく必要があると考えております。

しかしながら、事業の急速な拡大等により、適切な経営・事業体制の整備が遅れ、十分なコーポレート・ガバナンス体制での業務運用が困難となった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 法令遵守に関するリスク

コンプライアンスについて

当社は、クラウドサービス事業者及び個人情報取扱事業者として、インターネットに関連する規制である電気通信事業法及び各種個人情報の取り扱いに関する法規制等の遵守は、当社が社会的な責任を果たすために重要な事項であると考えております。

当社は、上記の対応として、コンプライアンス体制の構築及び維持に努めております。プライバシーマーク制度やISMS適合性評価制度の認証の取得、コンプライアンス研修の実施、機密情報取扱に関する研修等の社内教育の充実、各業務プロセスの管理、改善を行う体制構築と、法令遵守に向けた内部管理体制の構築を推進しております。

しかしながら、今後進むとみられる法改正への対応の遅れ、予期せぬ自然災害、人的ミスの影響等による機密情報の流出、管理体制の不備等による役員及び従業員の法令違反等が発生した場合、当社の社会的な信用の低下、あるいは情報流出防止対策、損害賠償等の多額の費用の発生等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権の侵害について

現在、当社はオープンソースを利用したシステム開発等によりサービス提供を行っております。過去もしくは 現時点において、当社に対し第三者からの知的財産権の侵害等による訴訟が発生した事実はありません。しかし ながら、今後、当社の認識の範囲外で第三者が新たに取得した知的財産権等の内容によっては、当社に対する損 害賠償等の訴訟が発生する可能性も否定はできず、その場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性が あります。

個人情報及び企業情報の保護について

当社では、業務に関連して多数の個人情報及び企業情報を保有しております。当社は情報管理に関する全社的な取り組みとして、個人情報保護方針、情報セキュリティ基本方針の公表及び諸規程を規定するとともに、社内教育による情報管理への意識向上等の施策を実施しております。また、個人情報についてはプライバシーマークの認証を取得しているほか、情報資産の漏洩や改ざん、不正利用等を防ぐため情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を取得し、社内の情報資産に関しリスク分析を行い、リスクがある事項に関しては改善策を講じ、情報漏洩の防止に努めております。

しかしながら、情報機器の誤作動や操作ミス等により個人情報や企業情報が漏洩し、損害賠償責任の負担、社会的信用の失墜等が発生した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 自然災害等に関するリスク

地震、台風、津波等の自然災害、火災、各種感染症の拡大等により、当社の事業拠点及び契約するデータセンターに被害が発生した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

新型コロナウイルス感染症の影響については、行動制限や水際対策の緩和など各種政策の効果もあり、経済社会活動の正常化が進み、景気は緩やかに持ち直しの動きがみられております。一方で、世界的な金融引締めによる金融資本市場への影響、ロシアのウクライナ侵攻の長期化による原材料価格やエネルギー価格の高騰、円安等の為替動向の懸念等により、依然として先行きは不透明な状況となっております。当社においては、出社によるオフィスワークと在宅によるテレワークを組み合わせた勤務形態をとっており、今後の市場環境を注視しながら事業運営に取り組んでおりますが、流行の再拡大や新ウイルスの蔓延等により、景気後退に伴うIT投資の減速等が発生した場合、新規顧客への営業活動や2023年5月に公表しました「中期経営計画」が計画通り進捗しない可能性があり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響は残るものの、行動制限や水際対策の緩和など各種政策の効果もあり、経済社会活動の正常化が進み、景気は緩やかに持ち直しの動きがみられております。 一方で、世界的な金融引締めによる金融資本市場への影響、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化による原材料価格やエネルギー価格の高騰、円安等の為替動向の懸念等により、依然として先行きは不透明な状況となっております。

当社を取り巻く国内クラウド型コールセンター市場におきましては、新型コロナウイルス感染拡大を背景に、在宅勤務が浸透したことでデジタルシフトが加速し、数年ごとに大規模なシステム投資が必要なオンプレミス型(1)から拡張性が高いクラウド型(2)への移行が顕著化しております。また、官公庁や行政でのDX推進等により、今後はクラウドに抵抗感があった比較的大規模なオンプレミスユーザーにおいてもクラウドの導入が広がっていくものと予想されております。加えて、チャット及びチャットボット、SMS、LINE等のマルチチャネル(3)対応が求められる他、コールセンターで蓄積された情報を活用してマーケティング活動を行う等、コールセンターの役割が「コストセンター」から、収益を生みだすための「プロフィットセンター」へ本格移行する過渡期に入ったとの見方も強まっております。

このような環境のもと、当社は、2020年5月12日に開示した「中期経営計画(2021年3月期~2023年3月期)」に基づき、次世代コールセンターシステムに関する知的システムの開発に取り組み、人材育成や開発強化等を含めた先行的な開発投資を進めてまいりました。3つの成長戦略における実績は、以下のとおりであります。

成長戦略 1:現有サービスへの新ITソリューション追加開発

本戦略は、コールセンターのマルチチャネル化、デジタルシフトをサポートするサービスとして、現有サービス ラインナップにSMS/チャット/チャットボット/FAQの4つのITソリューションを新たに開発・リリースするという 計画であり、これに対する実績としては、新サービスとして、チャットボット&有人チャットサービスの「Challbo」及びFAQサービスの「CollasQ」をリリースしました。また、SMS送信機能は、「COLLABOS PHONE」の新機能としてリリースしました。

成長戦略2:AI技術を活用した新コールセンターソリューションのリリース

本戦略は、昨今の自動化の流れに基づき、AI技術をフル活用した新しいコールセンターソリューションを開発・リリースするという計画であり、これに対する実績としては、サービスを具体化していく中で、より市場のニーズを捉えた機能や内容の拡充等に伴い開発内容を変更しており、かつ製造後のテスト工程において、品質強化のためテスト要件を厳格化したことに伴い、リリース時期を2023年夏へと変更しております。

成長戦略3:コールセンターに集まるデータを活用したマーケティング事業領域への参入

本戦略は、コールセンターで収集・蓄積したビックデータを分析し、マーケティングへ活用するために、CRM機能とマーケティング機能の両方を兼ね備えた新サービスを開発・リリースするという計画であり、これに対する実績としては、2021年12月に統合CRMマーケティングシステム「GROWCE」をリリースしており、これにより、マーケティング事業領域への参入を進めてまいります。

現有サービスにつきましては、引き続きオンプレミス型からクラウド型へのシステム移行及び他社クラウドサービスから当社クラウドサービスへの切り替え提案等に注力するとともに、「@nyplace」、「COLLABOS PHONE」及び「GROWCE」等を中心とした拡販に努めてまいりました。

新規案件の獲得につきましては、販売パートナーや既存顧客からの紹介、成果報酬型のテレアポ代行活用の他、SEOやリスティング広告の強化、協業企業との共催セミナーの開催等により、販売チャネル拡大を推進するとともに、既存顧客においては、定期的なヒアリング訪問やアンケート調査を基に、顧客ニーズを反映した要望機能開発やシステムバージョンアップ等のリテンション活動により、クロスセルやアップセルでの収益機会の拡大に注力してまいりました。

また、当社クラウド型コールセンターシステム「COLLABOS PHONE」と他社サービスとのシステム連携も積極的に推進してまいりました。具体的には、株式会社アクリートが提供するSMS配信サービス「SMSコネクト」や、株式会社Zooops Japanが提供する顧客管理・営業支援システム「Zoho CRM」とのシステム連携により、サービス拡張とともに販路拡大の仕組みを構築いたしました。さらに、データベース管理システム「Claris FileMaker」のシステム

開発を得意とする株式会社サポータスや、「kintone」のカスタマイズや導入支援を得意とする株式会社サティライズと販売パートナー契約を締結し、「COLLABOS PHONE」の販売体制を強化いたしました。

一方、新型コロナウイルス関連のスポット公共案件等が、前事業年度に比べ縮小したことによる売上高の減少も発生しております。

これらの結果、当事業年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

a. 財政状態

当事業年度末における総資産は、前事業年度末に比べて144,744千円減少し、2,229,626千円となりました。 当事業年度末における負債総額は、前事業年度末に比べて169,179千円減少し、326,643千円となりました。 当事業年度末における純資産は、前事業年度末に比べて24,435千円増加し、1,902,983千円となりました。

b. 経営成績

当事業年度の経営成績は、売上高2,349,041千円(前事業年度比0.8%減)、営業利益101,439千円(同46.5%増)、経常利益100,313千円(同31.4%増)、当期純利益67,861千円(同25.1%増)となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物の期末残高は、前事業年度末に比べて304,643千円減少し、1,253,952 千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における営業活動の結果得られた資金は、165,681千円(前事業年度は297,382千円の収入)となりました。主な要因は、税引前当期純利益94,193千円、減価償却費204,596千円、法人税等の支払額63,386千円、賞与引当金の減少額44,000千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における投資活動の結果支出した資金は、344,909千円(前事業年度は174,158千円の支出)となりました。主な要因は、中期経営計画における®nyplace用設備への投資や新サービス及び現有サービスへのITソリューション開発投資等の有形及び無形固定資産の取得による支出343,270千円に加え、資産除去債務の履行による支出39,600千円、本社移転に伴う差入保証金の回収による収入37,961千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における財務活動の結果支出した資金は、125,415千円(前事業年度は104,138千円の支出)となりました。主な要因は、リース債務の返済による支出82,218千円及び自己株式の取得による支出43,197千円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社の主たる業務はクラウドサービス事業のため、生産活動を行っておらず、生産設備を保有していないため、記載を省略しております。

b. 受注実績

a. 生産実績と同様に、当社の主たる業務であるクラウドサービス事業の事業特性に馴染まないため、記載を省略しております。

c. 販売実績

当事業年度の販売実績について、当社の報告セグメントは単一セグメントでありますが、サービス別に示すと、下表のとおりであります。

サービスの名称	売上高(千円)	前年同期比(%)
@nyplace	1,590,396	99.5
COLLABOS PHONE	486,210	99.9
COLLABOS CRM	143,097	88.0
COLLABOS CRM Outbound Edition	34,489	82.2
その他	94,847	120.5
合計	2,349,041	99.2

(注)主な相手先別の販売実績及び総販売実績対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業	 	当事業年度		
相子元	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	
㈱カスタマーリ レーションテレ マーケティング	298,031	12.58	347,236	14.78	

(2)経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。 なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績等

1) 財政状態

(資産)

当事業年度末における総資産は、前事業年度末に比べて144,744千円減少し、2,229,626千円となりました。 主な要因は、中期経営計画における新サービス及び現有サービスへのITソリューション開発投資等による無形 固定資産が増加した一方で、現金及び預金の減少、本社移転に伴う差入保証金の減少によるものであります。

(負債)

当事業年度末における負債は、前事業年度末に比べて169,179千円減少し、326,643千円となりました。主な要因は、賞与引当金の減少、本社移転に伴う資産除去債務の減少、未払法人税等の減少によるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は、前事業年度末に比べて24,435千円増加し、1,902,983千円となりました。 主な要因は、利益剰余金の増加があった一方で、自己株式の取得による減少によるものであります。

2)経営成績

(売上高)

当事業年度における売上高は2,349,041千円(前事業年度比0.8%減)となりました。製品・サービスごとの 状況は、以下のとおりであります。

- ・「@nyplace」につきましては、オンプレミス型からクラウド型への新規リプレイス案件の獲得、既存顧客における通販関連業務や運輸関連業務の拡大等に伴う契約数の増加があったものの、前事業年度において、交換機拡張や機器の入れ替え等のスポット案件があったことによる一時売上高の減少、新型コロナウイルス関連のスポット公共案件の業務終了等に伴う契約数の減少等により、期間平均利用席数は7,603席(同239席減)、売上高は1,590,396千円(同0.5%減)となりました。
- ・「COLLABOS PHONE」につきましては、他社サービスとのシステム連携や販売パートナー契約の締結により、 新規案件が堅調に増加し、期間平均利用チャネル数は3,724チャネル(同277チャネル増)となりました。 一方で、新型コロナウイルス関連のスポット公共案件の業務終了に伴う契約数や通信利用料の減少に伴 い、売上高は486,210千円(同0.1%減)となりました。

- ・「COLLABOS CRM」及び「COLLABOS CRM Outbound Edition」につきましては、新規案件の獲得やBPO事業者等の業務拡大に伴う契約数の増加があった一方で、新型コロナウイルス関連のスポット公共案件の業務終了等により、契約数が減少いたしました。これらの結果、インバウンド用(受信)の「COLLABOS CRM」につきましては、期間平均利用ID数は2,242ID(同333ID減)、売上高は143,097千円(同12.0%減)となり、アウトバウンド(発信)用の「COLLABOS CRM Outbound Edition」につきましては、期間平均利用ID数は572ID(同217ID減)、売上高は34,489千円(同17.8%減)となりました。
- ・その他、業務効率化等を実現する付加的サービスにつきましては、音声認識システム「AmiVoice Communication Suite provided by コラボス」、AIデータ解析サービス「GOLDEN LIST」、FAQサービスの「CollasQ」等の新規案件の獲得により、売上高は94,847千円(同20.5%増)となりました。

(売上原価)

当事業年度の売上原価は、1,463,823千円(同2.2%増)となりました。主な要因としては、前事業年度における交換機拡張や機器の入れ替え等のスポット案件の仕入原価の減少、新型コロナウイルス関連のスポット公共案件の業務終了等に伴う通信利用料の減少等があった一方で、「@nyplace」のバージョンアップに伴う外注費の増加、中期経営計画における新サービス「GROWCE」のソフトウエア償却費等の先行コストが発生したためであります。サービス別の売上原価の内訳としては、「@nyplace」は、955,302千円(同2.7%増)、「COLLABOS PHONE」は、319,179千円(同11.0%減)、「COLLABOS CRM (Outbound Edition含む)」は、60,375千円(同4.3%減)、その他は、128,966千円(同60.7%増)となりました。

(販売費及び一般管理費)

当事業年度の販売費及び一般管理費は、783,778千円(同9.6%減)となりました。主な要因としては、本社移転に伴う旧本社設備の耐用年数の短縮による減価償却費の増加、中期経営計画における開発推進及びサービス提供における運用体制強化に伴う人件費の増加等があった一方で、賞与の減少及び中期経営計画の新サービス開発に関する要件定義費用の減少、本社移転に伴う家賃の減少等があったためであります。

以上の結果、損益につきましては、営業利益は101,439千円(同46.5%増)、経常利益は100,313千円(同31.4%増)、当期純利益につきましては、67,861千円(同25.1%増)となりました。

b. 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社は、設立以来、コールセンター向けクラウドサービスの提供を中心に事業を展開しており、業界のパイオニアとして多くのナレッジを基に、コールセンターのシステム構築から運用における業務課題解決に向けたサポートまで、企業の生産性向上や業務効率改善に貢献すべくサービスの提供に努めております。

当社が属するクラウドサービス市場につきましては、2021年末のクラウドサービス利用企業の割合は前年末より1.7ポイント増加し、70.4%に及んでおります。(出典:総務省「情報通信白書 2022年版」)

また、クラウド型CRM市場の市場規模につきましては、2022年度の集計見込みは4,797億円となり、前事業年度4,047億円から18.5%増加の見通しとなっております。資産を持たずコストメリットやスピードメリットに優れるクラウド型の市場は着実に拡大しており、2022年度にはこれまで主流であったシステムを自社保有及び自社運用するオンプレミス型の市場を逆転することが見込まれています。この背景としては、新型コロナウイルス感染拡大下において在宅勤務が浸透し、場所に依存せず働ける体制の整備が求められたこと、また、デジタルシフトの進展等により急速に変化する環境に対応する上で、数年ごとに大きな投資が必要ない点や、新しいサービスや機能を容易に加えられる拡張性・スケーラビリティ、などといったクラウドのメリットを求めるユーザーが増えており、クラウドファーストの動きが進んでいることが挙げられます。今後もクラウド型への移行拡大により、同市場は、2023年度も成長率として前事業年度比18.3%増加となる5,673億円となり、2021年度以降としては年平均成長率17.9%と高水準での増加推移が見込まれ、2026年度には9,203億円にまで拡大すると予想されております。(出典:デロイトトーマツミック経済研究所株式会社「マーテック市場の現状と展望2022年度版 クラウド型CRM市場編 」)

一方、今後の経済の見通しについては、新型コロナウイルス感染症の規制が緩和され、政府の経済対策の効果による景気の回復が期待されますが、ロシアのウクライナ侵攻の長期化による更なる地政学リスクの高まり、インフレや各国の金融引締めの影響による世界的経済成長の減速など、依然として景気の先行きは不透明な状況が続くことが予想されます。

このような状況の中、当社が属するコールセンター市場は、人材不足が深刻化しており、顧客との接点は労働集約的な人による対応から自動化やAI化が加速していくものと考えられます。また、今後のコールセンターシステムは、コールセンターにおいて収集した情報をAIに分析させ、広告配信や効果的な販売に結び付ける等、DXによる統合化が進んでいくことが予想されます。

当社は、このような将来の自動化・AI化のニーズを先読みすべく、次世代のコールセンターシステムに関する知的システムの開発を進めており、前中期経営計画(2021年3月期から2023年3月期)において、3つの成長

戦略による新サービス等の開発投資を実施してまいりました。この成長投資により創出した新たなサービスを新たな中期経営計画(2024年3月期から2026年3月期)において、確実に収益へつなげることにより、更なる企業価値の向上に取り組んでまいります。

c. 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、事業活動の成果を示す売上高及びサービス別月次利用数を重要な経営指標としており、当事業年度における売上高は2,349,041千円(前事業年度比0.8%減)となりました。

サービス別売上高及び月次利用数の内訳は、「(2)経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容 a. 経営成績等 2)経営成績」に記載のとおりであります。引き続き、これらの指標を拡大していくように取り組んでまいります。

d. セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容 当社の報告セグメントは、クラウドサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報 当事業年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

a. 資金需要の主な内容

当社の運転資金需要のうち主なものは、情報通信機器の購入費用のほか、製造費、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、設備投資等によるものであります。

b. 資金調達

当社は、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。運転資金や設備投資等の調達につきましては、自己資金、金融機関からの短期借入及びリースを基本としております。

なお、当事業年度末における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は、154,365千円であります。 また、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、1.253.952千円であります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。 この財務諸表の作成にあたり、資産・負債及び収益・費用の報告数値について影響を与える見積りは、過去の 実績や状況に応じて、可能な限り合理的と考えられる根拠や要因等に基づき実施しております。しかしながら、 これらの見積りについては不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

当社は、財務諸表作成にあたって会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の内、重要なものと新型コロナウイルス感染症及びロシア・ウクライナ情勢の影響に関する会計上の見積りへの影響については、「第5経理の状況 1財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

〔用語解説〕

1.オンプレミス型

企業が利用するシステムや設備等を自社で保有し、自社で構築、運用する仕組み。

2.クラウド型

企業自身では設備を持たず、インターネット等のネットワークを経由してサービスを利用する仕組み。

3.マルチチャネル

電話やメール、FAX、Webの問い合わせフォーム、チャット、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等の複数の問い合わせ手段をもつこと。

EDINET提出書類 株式会社コラボス(E31336) 有価証券報告書

- 5 【経営上の重要な契約等】 該当事項はありません。
- 6 【研究開発活動】 該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社は、2020年5月12日に開示した「中期経営計画(2021年3月期~2023年3月期)」に基づき、次世代コールセンターシステムに関する知的システムの開発に取り組み、先行的な開発投資を進めております。これに加えて、各種サービスの利用拡大と安定的にサービスを提供するための処理速度の維持・向上を図ること、また、サービスのメンテナンス効率や信頼性・安定性の向上を主目的として、設備投資を行っております。

当事業年度の設備投資額は416,513千円となりました。このうち主なものは、本社移転に伴う設備投資、中期経営計画における@nyplaceに関する設備の増設や新サービス及び現有サービスへのITソリューション開発に伴うソフトウェアへの投資等となっております。

なお、当事業年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

2023年3月31日現在

				帳簿価額 (千円)				
事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	建物	工具、器 具及び備 品	リース 資産	無形固定資産	合計	従業員数 (名)
本社 (東京都千代田区)	クラウド サービス事 業	当社主要サービス に係る資産一式及 び什器備品等	17,495	48,104	131,178	398,999	595,777	100 (21)

- (注)1.現在休止中の主要な設備はありません。
 - 2.従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は〔外書〕としております。
 - 3.帳簿価額の各分類の主たるものは、以下のとおりであります。

建物	事務所造作、事務所内電気設備、火災設備
工具、器具及び備品	事務用機器、TV会議システム、クラウドサービス事業に係る有形固定資産一式
リース資産	クラウドサービス事業用設備、什器備品及びレンタル機器
無形固定資産	クラウドサービス事業に係る無形固定資産一式及びその他資産

4.上記のほか、他の者から賃借している設備の内容は、以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料(千円)
本社 (東京都千代田区)	クラウドサービス事業	本社オフィス	21,167

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

声光氏力		投資予定金額			着手及び完了予定年月		中世後の
事業所名 (所在地)	設備の内容	総額 (千円)	既支払額 (千円)	資金調達方法	着手	完了	完成後の 増加能力
本社 (東京都墨田区)	ソフトウェア (独自サービ スの飛躍成長)	347,048	126,923	自己資金	2021年 9月	2023年 (注1)	- (注2)

- (注)1.月は未定であります。
 - 2.完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。
- (2) 重要な設備の除却等 該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)	
普通株式	11,990,400	
計	11,990,400	

【発行済株式】

種類	事業年度未現在発行数 (株) (2023年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2023年6月23日)	上場金融商品取引所名又は登録認可 金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,791,600	4,791,600	東京証券取引所 グロース市場	権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式であ り、単元株式数 は100株であり ます。
計	4,791,600	4,791,600	-	-

⁽注) 「提出日現在発行数」欄には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により 発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

ストックオプション制度の内容は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項」の(ストック・オプション等関係)に記載しております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2018年4月1日~						
2018年 6 月30日	84,000	4,786,800	3,138	324,214	3,138	304,214
(注1)						
2018年7月1日~						
2018年 9 月30日	600	4,787,400	80	324,294	80	304,294
(注1)						
2018年10月1日~						
2018年12月31日	1,800	4,789,200	240	324,534	240	304,534
(注1)						
2019年1月1日~						
2019年 3 月31日	600	4,789,800	80	324,614	80	304,614
(注1)						
2019年4月1日~						
2019年 9 月30日	600	4,790,400	80	324,694	80	304,694
(注1)						
2019年10月1日~						
2020年 3 月31日	600	4,791,000	80	324,774	80	304,774
(注1)						
2021年2月1日~						
2021年 3 月31日	600	4,791,600	80	324,854	80	304,854
(注1)						

⁽注)1.新株予約権の行使による増加であります。

(5)【所有者別状況】

2023年 3 月31日現在

		株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満
区分	政府及び地	金融機関	金融商品取	その他の法	外国法	去人等	個人その他	計	・単元末海 株式の状況 (株)
	方公共団体	立 附近(茂(天)	引業者	引業者 人		個人	個人での他	яI	(1/1)
株主数 (人)	-	1	16	14	13	2	2,971	3,017	-
所有株式数 (単元)	-	29	1,263	6,897	619	2	39,089	47,899	1,700
所有株式数の割 合(%)	-	0.06	2.64	14.40	1.29	0.00	81.61	100	-

⁽注)自己株式302,295株は、「個人その他」に3,022単元、「単元未満株式の状況」欄に95株含まれております。

(6)【大株主の状況】

2023年 3 月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合(%)
茂木 貴雄	東京都世田谷区	1,741,300	38.79
コムテック株式会社	神奈川県小田原市城山三丁目8番17号	578,600	12.89
吉川 直樹	東京都港区	132,900	2.96
鈴木 智博	石川県金沢市	73,000	1.63
小川 勇樹	埼玉県さいたま市浦和区	54,000	1.20
株式会社アイカム	東京都文京区後楽二丁目 3 番28号	49,800	1.11
小久保 雄史	大阪府大阪市北区	41,000	0.91
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号	40,598	0.90
原 トミヱ	東京都世田谷区	37,200	0.83
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋二丁目4番2号	36,100	0.80
計	-	2,784,498	62.03

⁽注)発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7)【議決権の状況】 【発行済株式】

2023年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 302,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,487,700	44,877	権利内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であり、単 元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,700	-	-
発行済株式総数	4,791,600	-	-
総株主の議決権	-	44,877	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が95株含まれております。

【自己株式等】

2023年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社コラボス	東京都千代田区三番町8番地1	302,200	-	302,200	6.31
計	-	302,200	-	302,200	6.31

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定にもとづく取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2022年11月16日)での決議状況 (取得期間2022年11月17日から2022年11月17日)	125,000	48,125,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	112,200	43,197,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	12,800	4,928,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	10.2	10.2
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	10.2	10.2

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

	当事	当事業年度		期間
区分	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株 式	-	-	-	-
 消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に 係る移転を行った取得自己株式	-	-	•	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	302,295	-	302,295	-

- (注) 1. 当期間における処理自己株式には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の 売渡による株式は含まれておりません。
 - 2. 当期間における保有自己株式数には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、過去において配当を行っておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後の配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び 企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。 内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、内部統制及びリスク管理を徹底することにより、株主、取引先及び従業員をはじめとした様々なステークホルダーに対して社会的な責任を遂行し、企業価値の最大化に努めております。

また、当社は、会社経営の健全性の確保を図り、コーポレート・ガバナンスを強化するために、内部統制システムの確立、整備及びその拡充を推進しております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役会、経営会議、監査役会及び内部監査室を設置しております。

a. 取締役会

取締役会は、原則月1回の定例取締役会を開催し、取締役7名で構成され、当社の重要な事項のすべてが付議され、取締役の職務執行の状況を監督しております。迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、臨時取締役会を開催し、十分な議論のうえで経営上の意思決定を行っております。取締役会には監査役が出席し、監査役会が定めた監査方針に従い、取締役の業務執行全般にわたり監査を行っております。

また、管掌役員制を導入しており、管掌役員は各部署の実効性を高めるため、社長補佐として全社的見地から管掌組織の業務執行に対し、指導及び監督を行い、全社経営戦略の策定に当たっております。

当社は、継続的に更なる企業価値を高める手段の1つとして、情報・通信分野における企業経営者としての 豊富な経営経験と幅広い見識を有する社外取締役を2名選任しております。また、3名の社外監査役より経営 全般に関する意見、指摘等をいただき、業務執行取締役の監査等においても重要な役割を果たしていることか ら、経営への監視・助言機能等が十分に働き、その客観性及び中立性が確保されていると考えております。

また、事業年度毎の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築することができるよう、取締役の任期を1年としております。

b. 経営会議

当社は、経営環境の変化に対し迅速かつ慎重に業務執行を行うことを目的として、「経営会議規程」を制定し、経営会議を設置しております。経営会議は、代表取締役の諮問のもと、常勤取締役5名及び常勤監査役の計6名が出席し、経営上の重要な課題、取締役会の議題、重要な各種規程、規則の制定、改廃に関する申請等について、十分な議論を行っております。

c. 監查役会

監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、原則月1回の監査役会を開催しております。監査役3名全員を社外監査役とする体制により、取締役の業務執行について十分に監視できる体制を構築しております。

監査役は、法律上の権利行使の他、決裁書類の閲覧等、日常的な業務監査を行い、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。なお、社外監査役は、各監査役につき独立性を確保することとし、その独立性については、株式会社東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に基づき判断しております。

また、監査役は、内部監査室から定期的に(必要があるときは随時)監査結果の報告を受け、意見交換を行い、内部監査室との相互連携を図っております。さらに、監査役は、会計監査人による監査計画及び監査結果の報告を受け、相互の意見交換を図り、効率的かつ効果的な監査の実施に努めております。会計監査人については、アーク有限責任監査法人を選任しております。

d. 内部監査室

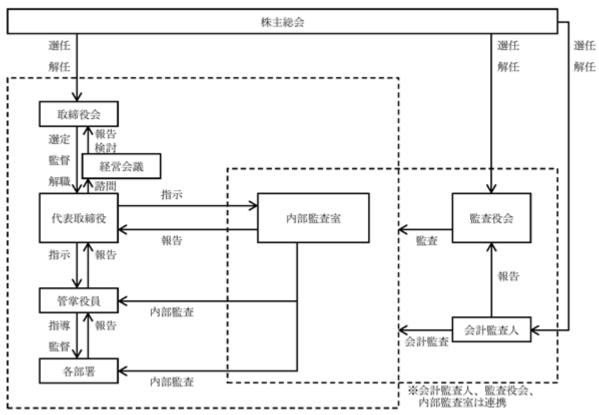
当社は、代表取締役により任命された内部監査責任者を室長として、内部監査室を設置し、内部監査を実施しております。

内部監査は、内部監査計画に基づき、取締役及び各部署の所属員に対して、合法性、規範性及び合理性の観点から業務遂行状況についての監査を行い、代表取締役への監査結果報告の他、監査役会及び会計監査人との会合を設け、監査状況・結果に関し報告・協議を行い、代表取締役へ社内体制の改善等について提案を行っております。

機関ごとの構成員は、次のとおりであります。(は議長、室長を表す。)

成別とこの情况貝は、人の	, , , , , , , , , , , ,) (16 HX LX) =	ERCRYSS		
役職名	氏名	取締役会	経営会議	監査役会	内部監査室
代表取締役社長	茂木 貴雄				
代表取締役副社長	青本 真人				
取締役	小川 勇樹				
取締役	鈴木 裕幸				
取締役	齋藤 一紀				
社外取締役	鈴木 達				
社外取締役	志賀 文昭				
社外監査役(常勤)	秦齊雄				
社外監査役(非常勤)	三井 良克				
社外監査役(非常勤)	畑下 裕雄				
内部監査室長	常盤 潤一郎				

なお、当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要図は、下図のとおりであります。



取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を20回開催しており、個々の取締役の出席状況については、次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
茂木 貴雄	20	20
青本 真人	20	20
小川 勇樹	20	19
鈴木 裕幸	20	20
齋藤 一紀	20	20
鈴木 達	20	20
志賀 文昭	20	20

取締役会における具体的な検討内容としては、経営基本理念、中長期経営計画、年度総合予算、事業計画、重要な契約締結、組織の新設及び改廃、重要な人事異動、重要な規程の制定及び改廃、その他取締役会規程に基づく付議事項であります。

企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備状況

当社は、2014年2月25日の取締役会にて「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況に関する基本方針書」を定める決議を行い、2021年5月10日に一部改定を行っております。当社は、会社経営の透明性及び業務の適正化を確保するための組織体制が重要であると考えておりますので、その基本方針に基づいた体制の整備、運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- 1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a)業務執行の最高責任者として代表取締役は、コンプライアンス体制の監視及び改善等を目的とし、取締役よりコンプライアンス担当取締役を1名選任する。また補佐を行うため、使用人側にもコンプライアンス担当者を1名以上選任する。
 - (b) 法令遵守に関する基本方針を「コンプライアンス規程」にて制定し、コンプライアンス担当取締役及びコンプライアンス担当者にて取締役、監査役及び使用人に周知を行う。また必要に応じて研修会を開催し、その周知を徹底するとともに各位が見直しを行う。
 - (c) すべての取締役、監査役及び使用人を対象とし、弁護士事務所と内部通報制度を整備する。通報者に対する不利益な取扱いを禁止する等の「コンプライアンス通報規程」を設け、通報の妨げがない環境を整備する。
 - (d) ビジネスリスク等のリスク・マネジメントを行うため「リスク管理規程」を定め、取締役、監査役及び 使用人による事故が発生した際の適正かつ迅速な対応方法について規定する。
 - (e) 代表取締役は、「内部監査規程」に則り、内部監査責任者を選任し、所属部署に依存せず、取締役及び 使用人に対し客観性を持った内部監査室を組織し、職務執行及びコンプライアンスの状況等を、定期的 に監査する。
 - (f) 代表取締役以下、組織全体にて反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、不当・不法な要求を排除する。また警察、弁護士等と緊密な連携関係を構築することに努める。
 - (g) 財務報告に係る信頼性を確保するため、法令等に従い財務報告に係る内部統制の運用、評価を行う体制を整備する。
- 2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 「取締役会規程」を定め、取締役会の手続及び取締役会の権限範囲等を明確にする。
 - (b) 取締役及び使用人による効率的な職務執行を確保するため、管掌役員制度を導入し、「業務分掌規程」を定めるとともに、取締役及び使用人の職務執行に関する責任権限に関する事項を明確にするため、「権限規程」を定め、組織の効率的な運営を図る。
 - (c)「取締役会規程」に則り、原則月1回開催される取締役会において、経営に関する重要事項について、 関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行う。また定期的に職務の 執行状況等について報告する。

- (d) 取締役会において中期経営計画を策定し、管理部管掌取締役は中期経営計画の進捗状況及び進捗を定期 的に取締役会に報告することで、中期経営計画が適正に運用されるよう努める。また定期的に中期計画 の見直しを行い、適切な策定ができるように努める。
- (e) 経営会議は、「経営会議規程」に則り、原則月1回開催され、業務執行上重要な課題に関し十分に検討し、適切な対応ができるように努める。
- 3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役の職務執行に係る情報(各種書類、資料及び電子媒体に記憶されるデータのすべてを指す)は「文書管理規程」等によって保存責任部署及び保存期限を定め、適正に保管、管理を行う。また内部監査にて、当該情報の保管及び管理が、同規程に従い適正に実施されているかを確認する。
 - (b)「文書管理規程」等によって、当社の所有する情報を適切に管理・運用する方針を明確にする。情報漏洩や改ざん、又は事故、故障、若しくは地震、火災等の人災及び天災により損害等から保護する体制を整備する。
- 4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 経営上の意思決定は、取締役会にて決議する。
 - (b) ビジネスリスク(多額の損失、不正や語謬の発生等)のリスク・マネジメントを行うため「リスク管理規程」を定め、取締役、監査役及び使用人による事故が発生した際の適正かつ迅速な対応方法、またリスク管理体制について規定する。
 - (c)「リスク管理規程」に則り、代表取締役を委員長として、全社的なリスク管理体制を推進するためリスク対策委員会を設置することができる。
 - (d) 内部監査により、取締役及び使用人に法令・定款違反、その他の事由に基づきビジネスリスクとなる危険がある業務執行行為が発見された場合には、発見された内容等について、直ちに代表取締役に報告する。
- 5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (a) 監査役の監査業務の補助及び監査役会の運営事務等を行うため、補助要員の配置について、監査役又は 監査役会は要請をすることができる。取締役はこれを尊重し、協議の上、適切な人員配置を行う。
 - (b) 監査役又は監査役会は、リスク対策委員会、内部監査室及び補助要員の人事評価・人事異動に関し、意見を述べることができ、取締役はこれを尊重する。
 - (c)補助要員の処遇、異動、懲戒処分等の人事に関する事項は監査役の同意を得て、当社が決定する。
 - (d) 監査役又は監査役会は、補助要員に対し直接指示をすることができるものとし、当社は、これに抵触する指示をすることができない。
- 6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、並びに当該報告 をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (a) 監査役は、取締役会に参加する他、希望する任意の会議に自由に出席することができる。
 - (b) 監査役は、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
 - (c) 監査役は随時、取締役及び使用人の職務執行に係る情報を閲覧することができ、必要に応じ内容説明を 求めることができる。
 - (d) 取締役及び使用人は、職務執行において気が付いた法令・定款違反等の会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役及び使用人の不正行為、内部通報制度に基づき通報された事実、その他監査役監査のために求められた事項を直ちに監査役又は監査役会に報告する。
 - (e) 当社は、上記の報告を行った取締役及び使用人に対し、内部通報制度に基づき監査役に報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- 7) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費 用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - (a) 監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査 役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、当社はこれを拒むことはできない。
- 8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査役は、代表取締役及び取締役と定期的な会合をもち、会社が対処すべき課題について意見交換をする。また監査役監査上の重要課題、環境整備について意見交換し、取締役はこれを尊重する。

- (b) 内部監査責任者は、監査役と定期的に会合を持ち、内部監査状況、報告を共有し対処すべき課題等について意見を交換する。
- (c) 監査役は、監査役会を原則月1回開催し、監査状況等について情報交換及び協議を行う。また会計監査 人から定期的な会計監査に関する報告を受け、内部監査責任者を交えて、意見交換を行う。
- (d) 決裁申請書、契約書、帳簿等の文書その他監査役が監査に必要と判断した資料等の社内の情報に、監査 役が容易にアクセスできる体制を整備する。
- (e) 監査役及び監査役会が、監査実施にあたり必要と認めるときは、弁護士等の外部の専門家をアドバイザーとして任用することができる。

b. リスク管理体制

当社は、リスク管理規程を定めるとともに、全社に係る地震等の天災及び情報漏洩等の人災のリスク要因について、適切な管理体制を構築しております。代表取締役を中心として、各部署及び委員会にて管理を行い、また管理可能なリスク要因については発生防止に努めております。また、コンプライアンスについては、取締役から1名、従業員から1名以上としてコンプライアンス担当者を選任し、「コンプライアンス規程」の遵守及び「コンプライアンス・マニュアル」の周知徹底のため、研修の定期的な実施等の活動を推進しております。

当社は、事業の特性上、多くの個人情報を取り扱っているため、個人情報及び機密情報管理の重要性を認識しております。2007年10月にプライバシーマーク、2009年1月に情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の各認証を取得しております。適切な管理体制の構築及び運用を行い、資格更新を継続して行っております。

c. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、当社と取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役との間で会社法第423条第1項の責任について法令に定める最低責任限度額を限度として負担するものとする契約を締結することができる旨を定款に定めております。これは、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役が職務の遂行にあたり、期待する十分な役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

当社と取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役は、この定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は法令が定める額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等である者を除く。)と監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

d. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役及び相続人、管理職・監督者の地位にある従業員となります。

保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとされています。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

e. 取締役及び監査役の員数

当社の取締役は8名以内、監査役は3名以内とする旨を定款に定めております。

f. 取締役の選任の決議要件

当社の取締役の選任決議は、株主総会の決議によって行っております。なお、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

g. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

1)中間配当に関して

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

2) 自己株式の取得に関して

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応した資本政策等を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

3) 取締役及び監査役の責任免除に関して

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役(取締役及び監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

h. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を目的として、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

i. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

しかしながら、株主の皆様から負託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引の状況や株主構成の異動の状況等を常に注視しております。

万一、当社株式の大量買付を企図する者が出現した場合において、当該買付行為が当社の企業価値及び株主の共同の利益に資さないと認められた場合には、具体的な対抗措置の要否及びその内容等を速やかに決定して開示し、その上で適切な対抗措置を講ずることの可能性を排除するものではありません。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性10名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	茂木 貴雄	1972年 7 月18日生	2000年4月 アイ・ティー 2001年10月 当社 入社(当社 営業開 2003年6月 当社 取締役 2004年4月 当社 代表取任)	発部長 就任 : :::::::::::::::::::::::::::::::::	1,741,300
代表取締役副社長 管理部長	青本 真人	1971年 3 月26日生	2000年4月 アイ・ティー 2009年7月 イーグロール 2010年6月 同社 取締役 2014年6月 当社 入社 当社 取締役 2016年4月 当社 管理部	注3	30,000
取締役	小川 勇樹	1980年 8 月 5 日生	2013年10月 当社 ソリュ 長 就任	3長 就任 対任(現任) ニーションセールス部 注3	54,000
取締役営業第三部長	鈴木 裕幸	1982年 9 月17日生	長 就任 2013年1月 当社 経営企 2013年2月 当社 取締役 2014年7月 当社 ビジネ 部長 就任	入社.ーションセールス部:画部長 就任: 就任(現任):スデベロップメント!三部長 就任(現	13,200
取締役 システムオペレーション 部長	齋藤 一紀	1979年 1 月16日生	2019年4月 当社 戦略開	と 就任(現任) 引発部長 就任 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ はオペレーション部	28,200

	ı		T		1	
役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	鈴木達	1959年4月3日生	1982年4月 1994年6月 2000年4月 2000年6月 2004年1月 2004年1月 2014年4月 2011年6月 2014年4月 2016年6月 2017年4月 2017年12月 2020年3月 2020年3月 2021年3月 2021年3月 2021年3月 2021年3月 2022年11月 2023年4月	日常・日本の大学・学術・学術・学術・学術・学術・学術・学術・学術・学術・学術・学術・学術・学術	注1	
取締役	志賀 文昭	1950年 7 月24日生	1974年4月 1999年5月 2001年11月 2003年6月 2005年10月 2010年1月 2011年1月 2013年2月 2018年6月	日商岩井㈱(現双日㈱) 入社 (株DDI(現KDDI(株)) 入社 (株)ツーカーセルラー東京(現KDDI(株)) 取締役 就任 (株)ツーカーホン関西(現KDDI(株)) 取締役 就任 モビコム㈱ CEO 就任 (KDDIアメリカ EVP 就任 (KDDIブラジル 代表取締役社長 就任 当社 監査役 就任 (現任)	注1 注3	100

						1≡
役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役(常勤)	秦 齊雄	1948年10月 5 日生	1972年4月 1997年7月 2002年6月 2005年3月 2006年8月 2008年4月	日商岩井㈱(現双日㈱) 入社 三菱自動車フィリピン会社 代表 取締役上級副社長 兼 トレジャ ラー 就任 ㈱スズヤス 取締役 就任 同社 監査役(常勤) 就任 エイディーヴィジョン社 代表取 締役上級副社長 兼 最高財務責 任者 就任 エムエムシーオートモトリス社 代表取締役上級副社長 兼 最高 財務責任者 就任 当社 監査役 就任(現任)	注2 注4	-
監査役	三井 良克	1944年 1 月26日生	1966年4月 1969年4月 1983年5月 1992年4月 2011年4月 2013年6月	(株)日立製作所 入社 日商エレクトロニクス(株) 入社 コムテック(株) 入社 同社 常務取締役 就任 (株)ケイ・シィ・ティ入社 代表取 締役 就任 同社 監査役 就任 当社 監査役 就任(現任)	注2 注4	
監査役	畑下裕雄	1972年12月 2 日生	1995年4月 1998年4月 2000年10月 2005年4月 2014年1月 2015年6月 2017年4月 2018年6月	朝日監査法人(現有限責任あずさ 監査法人) 入所 公認会計士登録 Arthur Andersen Portland(米 国)事務所 勤務 (株プロキューブジャパン設立 代 表取締役 就任(現任) (株Lyudia(現Ingenico Japan (株)) 監査役 就任 さくらインターネット(株) 取締 役 就任(現任) (株)タジマ 監査役 就任(現任) 当社 監査役 就任(現任)	注2 注4	-
計 1,860					1,866,800	

- (注) 1. 取締役 鈴木達、志賀文昭は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役 秦齊雄、三井良克、畑下裕雄は、社外監査役であります。
 - 3. 任期は、2023年6月23日の定時株主総会終結の時から2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 - 4. 任期は、2022年 6月22日の定時株主総会終結の時から2026年 3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 - 5. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
出澤 秀二	1957年 1 月15日生	1983年4月弁護士登録(第一東京弁護士会)1995年3月出澤法律事務所(現出澤総合法律事務所)開設 代表弁護士 (現任)2006年3月㈱ファンコミュニケーションズ 監査役 就任2006年4月ピジョン㈱ 監査役 就任2008年3月㈱ネクストジェン 監査役 就任	-

社外役員の状況

当社は、本有価証券報告書提出日現在において、社外取締役2名、社外監査役3名の体制としております。

社外取締役鈴木達氏は、情報・通信分野における企業経営者としての豊富な経営経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言・提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンスが強化されるものと考え、選任しております。

社外取締役志賀文昭氏は、長年にわたりIT業界に携り、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識からの視点に基づいて、当社の経営全般に助言・提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンスが強化されるものと考え、選任しております。

鈴木達氏は、株式会社テリロジーホールディングス取締役副社長、株式会社テリロジー代表取締役社長、VNCS Global Solution Technology JSC Board of Director及びクレシード株式会社取締役会長を兼務しております。株式会社テリロジーと当社との間には、同社が提供するクラウドサービスの利用取引がありますが、当社と同社の取引は、一般の取引条件によっております。株式会社テリロジーホールディングス、VNCS Global Solution Technology JSC及びクレシード株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。なお、同氏は、過去10年以前における当社の非業務執行取締役でありましたが、現在において当社の業務執行に対して影響を及ぼす関係はありません。

志賀文昭氏は、過去、当社の取引先であるKDDI株式会社の業務執行者として勤務しておりました。KDDI株式会社と当社の間には、当社が提供するクラウドサービスの提供取引がありますが、同氏は当該取引には関与しておらず、同社との取引は、一般の取引条件によっております。

社外監査役秦齊雄氏は、企業経営者としての豊富な経験と会社経営に対する高い見識を有しており、当社の経営全般に助言・提言をいただくことにより、経営の監督とチェック機能の強化を図ることができるものと考え、選任しております。

社外監査役三井良克氏は、長年にわたりIT業界に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・ 見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、選任しております。

社外監査役畑下裕雄氏は、公認会計士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、また、企業経営者としての経験もあることから、それらを社外監査役として当社の監査に反映していただくことを期待し、選任しております。

三井良克氏は、過去、当社の主要株主及び取引先であるコムテック株式会社の業務執行者として勤務しておりました。コムテック株式会社は当社の主要株主であり、また、当社との間には、当社が提供するクラウドサービスの提供取引及び同社が委託先となる業務委託取引がありますが、同氏はいずれの取引にも関与しておらず、同社との取引は、一般の取引条件によっております。

畑下裕雄氏は、株式会社プロキューブジャパン代表取締役、さくらインターネット株式会社取締役及び株式会社 タジマ監査役を兼務しております。さくらインターネット株式会社と当社の間には、同社が提供するインターネットサービス事業の利用取引がありますが、同社と当社との取引は、一般の取引条件によっております。株式会社プロキューブジャパン及び株式会社タジマと当社との間には、特別の関係はありません。

なお、当社と社外取締役2名及び社外監査役3名との間には、人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基本方針を定めておりませんが、その選任につきましては、当社との利害関係及び経歴を踏まえ、当社から独立した客観的な立場で職務遂行ができることを個別に判断しております。

EDINET提出書類 株式会社コラボス(E31336) 有価証券報告書

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部 統制担当部門との関係

社外取締役は、監査役からの監査報告及び内部統制担当部門からの内部統制の整備、運用状況等に関する報告を 取締役会において定期的に受けることにより、当社の現状と課題を把握し、必要に応じて意見を表明しておりま す。また、内部監査室に対して直接助言することはないものの、常勤監査役を通じて間接的に監査機能が働いてお ります。

社外監査役は、同様に上記の報告を受けているほか、効率的かつ効果的に監査役監査を行うために、会計監査人 及び内部監査室との情報交換を含む緊密な協力関係を維持しております。

(3)【監査の状況】

監査役監査の状況

当社における監査役は、社外監査役の常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されております。各監査役が取締役会に出席するとともに、監査計画を策定したうえで、内部統制システムの整備、運用状況を中心に業務活動全般にわたり監査を実施しており、また、契約書及び決裁申請書等、重要な書類の閲覧等を通じ、業務監査を行っております。加えて、取締役会以外にも、当社が開催する会議の何れにも、任意で参加することができます。

なお、常勤監査役秦齊雄氏は、企業経営者としての豊富な経営経験と会社経営に対する高い見識を有しております。監査役三井良克氏は、長年にわたり経営に携わってきており、豊富な経験と高い見識を有しております。監査役畑下裕雄氏は、公認会計士としての専門的な知識と幅広い経験を有しております。

当事業年度において当社は監査役会を19回開催しており、個々の監査役の出席状況については、次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
秦齊雄	19	19
三井 良克	19	19
畑下 裕雄	19	19

監査役会における具体的な検討内容として、会計監査人の選解任及び監査報酬、監査上の主要な検討事項 (KAM)の検討、監査報告の作成、監査計画の策定、監査の方針、業務及び財産の状況の調査方法、その他の監査役の職務の執行に関する事項であります。

また、常勤監査役及び非常勤監査役の活動は、取締役会をはじめとした各種会議への出席と意見陳述、代表取締役との意見交換、業務執行過程のモニタリング、決裁申請書等重要な書類の閲覧、会計監査人の独立性の監視、計算書類・事業報告・重要な取引記録等の監査等であります。

内部監査の状況

当社における内部監査部門は、内部監査責任者を室長とした内部監査室を設置し、内部監査を計画的に実施しており、代表取締役に監査結果を報告しております。被監査部門に対して監査結果の報告、改善事項の指摘及び指導を実施し、改善事項に対し改善期日を設け、状況の報告をさせることで実効性の高い監査を実施しております。

内部監査室が策定する内部監査計画は、監査役と連携を取りながら策定しております。双方が連携した監査体制の実現に向け、日々の業務監査から情報共有を実施しております。また会計監査人との連携についても適宜に会合を設けており、監査実施状況について報告、説明を受け、必要に応じて情報交換を行っております。

内部監査の実効性を確保するための取り組みとして、監査結果の報告を原則として監査報告書により行い、監査終了後すみやかに監査報告書を代表取締役と監査役に提出するとともに、内部監査の結果概要を年1回、取締役会に報告しております。内部監査に関する緊急度・重要度の高い事項については、代表取締役と監査役へ直ちに報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告することとしております。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の評価につき、その年度計画と結果を各々年1回、取締役会に報告しております。

会計監査の状況

a.監査法人の名称

アーク有限責任監査法人

- b.継続監査期間
 - 1年間
- c.業務を執行した公認会計士

村瀬 征雄氏

渡部 源一氏

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士3名、その他9名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役 全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、職務執行の状況、継続監査年数等を総合的に勘案し、会計監査 人が適正な監査を遂行することが困難であると認められる場合には、株主総会における会計監査人の解任又 は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

当社の監査役及び監査役会は、アーク有限責任監査法人が独立性及び必要な専門性を有すること、監査体 制が整備されていること、監査範囲及び監査スケジュール等具体的な監査計画並びに監査費用が合理的かつ 妥当であることを確認し、監査実績などを踏まえたうえで、同監査法人を総合的に評価し、選定しておりま す。

f.監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する 監査役等の実務指針」に基づき、「e.監査法人の選定方針と理由」に記載の通り、アーク有限責任監査法人 の独立性、職務執行の状況、継続監査年数等を総合的に勘案し、同監査法人が適正な監査を遂行しているも のと評価しております。

g.監査法人の異動

当社の監査公認会計士等の異動は次のとおりです。

第21期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) EY新日本有限責任監査法人 第22期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) アーク有限責任監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

- 1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称
- (a) 選任する監査公認会計士等の名称
- アーク有限責任監査法人 (b)退任する監査公認会計士等の名称 EY新日本有限責任監査法人
- 2) 当該異動の年月日

2022年6月22日(当社第21回定時株主総会開催日)

- 3)退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日 2014年12月5日
- 4)退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項 該当事項はありません。
- 5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

アヨ該共動の決定又はヨ該共動に至りに珪田及の経緯 EY新日本有限責任監査法人は、2022年6月22日開催の第21回定時株主総会終結の時をもって任期満了となりました。退任した会計監査人については、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えておりましたが、当社の事業規模に見合った監査対応と監査費用の相当性を比較検討し、監査公認会計士としての専門性、独立性、適切性及び品質管理体制等を総合的に勘案した結果、アーク有限責任監査法人を会計監査人として選任するものであります。

- 6)上記5)の理由及び経緯に対する意見 (a)退任する監査公認会計士等の意見

特段意見はない旨の回答を得ております。

(b) 監査役会の意見

妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

a.監査公認会計士等に対する報酬

前事影	 	当事業年度		
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	
20,000	-	16,000	-	

- b.監査公認会計士等と同一ネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く) 該当事項はありません。
- c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容 該当事項はありません。
- d.監査報酬の決定方針

監査公認会計士等と協議の上、当社の事業規模・業務内容の特性から、監査日数・要員数等を総合的に勘案し、監査役会の同意を得て決定しております。

e.監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬に対して当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行い、会計監査人の報酬等の額について相当であると判断し、会社法第399条第1項に基づき同意しております。

(4)【役員の報酬等】

役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

役員報酬等の額は、当社の中長期的な業績の向上と、企業価値の持続的な増大を実現していくために、役員それぞれの意欲を高める動機付けに有効に機能する体系とし、その役割と責務に相応しい水準となるように決定することを基本方針としております。具体的に、業務執行を担う取締役(社外取締役を除く)の報酬等は、株主総会で決議された報酬等の範囲内で「役員報酬規程」に基づき、基本報酬と業績連動報酬により構成しております。監督機能を担う社外取締役の報酬は、基本報酬のみを支払うこととしております。

また、その決定方法として、当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の役員報酬等の額は、2014年12月5日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額3億円以内、監査役の報酬限度額は年額1億円以内との決議を頂いております。

取締役の報酬等の決定は、会社の持続的成長への貢献度や目標の達成状況等により決定することとしており、各取締役の役割や職務等に応じた基本報酬と、各期の業績・貢献度等に応じた賞与にて構成されております。また、社外取締役については、その役割・責務の特性から固定報酬を原則としております。当事業年度における取締役の報酬等の額については、取締役会は、代表取締役社長茂木貴雄に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当事業の業績指標の達成度合いを踏まえた業績連動報酬の額の決定を委任しております。委任の理由については、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当事業について評価を行うにあたり代表取締役社長が適任であると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に取締役会にて社外取締役による審議及び答申を行っております。

監査役の報酬については、分担した業務等を勘案し監査役の協議により決定しております。

また、上記報酬等の額とは別に、各役員へは中長期的なインセンティブとしてストックオプションを付与しております。

役員区分毎の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

小 异反八	報酬額等の	報	対象となる役員			
役員区分 総額(千円		固定報酬	業績連動報酬	ストック オプション	左記のうち、 非金銭報酬等	の員数(名)
取締役 (社外取締役除く)	55,572	55,080	492	-	-	5
監査役 (社外監査役除く)	-	-	-	-	-	-
社外取締役	8,100	8,100	-	-	-	3
社外監査役	8,250	8,250	-	-	-	3

(注) 当社は、役員退職慰労金の制度はございません。

提出会社の役員毎の報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なものがないため、記載しておりません。

(5)【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の財務諸表について、アーク有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。

会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更について的確に対応することのできる体制を整備するため、 公益財団法人財務会計基準機構へ加入しており、監査法人等の主催する研修への参加を行っております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】 【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,558,596	1,253,952
売掛金	245,750	232,835
商品及び製品	711	42
前払費用	27,597	25,718
未収還付法人税等	-	21,137
その他	153	16,080
貸倒引当金	98	182
流動資産合計	1,832,709	1,549,584
固定資産		
有形固定資産		
建物	74,995	20,000
減価償却累計額	59,563	2,504
建物(純額)	15,431	17,495
工具、器具及び備品	433,173	469,466
減価償却累計額	400,129	421,361
工具、器具及び備品(純額)	33,043	48,104
リース資産	540,645	569,636
減価償却累計額	391,864	438,457
リース資産 (純額)	148,781	131,178
有形固定資産合計	197,256	196,778
無形固定資産		
ソフトウエア	171,367	183,905
ソフトウエア仮勘定	23,851	212,919
その他	2,379	2,174
無形固定資産合計	197,598	398,999
投資その他の資産		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
関係会社株式	14,111	14,111
長期前払費用	2,323	1,567
差入保証金	61,529	21,330
破産更生債権等	1,196	1,192
繰延税金資産	67,870	46,284
貸倒引当金	225	220
投資その他の資産合計	146,805	84,264
固定資産合計	541,661	680,041
資産合計	2,374,371	2,229,626
		=,===,020

(単位:千円)

	前事業年度 (2022年 3 月31日)	当事業年度 (2023年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	108,969	100,109
短期借入金	1 10,000	1 10,000
リース債務	83,818	62,395
未払金	19,316	30,489
未払費用	7,518	581
未払法人税等	44,680	6,100
未払消費税等	17,777	-
前受金	9,220	8,354
賞与引当金	65,500	21,500
役員賞与引当金	4,600	-
資産除去債務	41,501	-
その他	4,223	5,142
流動負債合計	417,126	244,673
固定負債		
リース債務	78,696	81,970
固定負債合計	78,696	81,970
負債合計	495,823	326,643
純資産の部		
株主資本		
資本金	324,854	324,854
資本剰余金		
資本準備金	304,854	304,854
資本剰余金合計	304,854	304,854
利益剰余金	-	
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,339,685	1,407,546
利益剰余金合計	1,339,685	1,407,546
自己株式	122,030	165,227
株主資本合計	1,847,364	1,872,028
新株予約権	31,183	30,954
純資産合計	1,878,548	1,902,983
負債純資産合計	2,374,371	2,229,626
F 3 15 317 F F 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		, ==,===

		(単位:千円)
	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
売上高	2,368,907	2,349,041
売上原価	1,432,276	1,463,823
売上総利益	936,630	885,218
販売費及び一般管理費	1 867,392	1 783,778
営業利益	69,238	101,439
営業外収益		
受取利息	15	14
違約金収入	2,589	261
助成金収入	6,690	1,147
維収入	180	91
営業外収益合計	9,476	1,514
営業外費用	0.044	0.444
支払利息	2,341	2,441
その他	52	200
営業外費用合計	2,393	2,641
経常利益	76,320	100,313
特別利益		. 1 150
固定資産売却益 新株予約権戻入益	-	2 1,150
新株子創作民八益 特別利益合計	<u> </u>	229
特別損失	-	1,379
本社移転費用	з 5,955	з 7,498
特別損失合計	_ 	
	5,955	7,498
税引前当期純利益 法人税、住民税及び事業税	70,365	94,193
法人税、住民税及び事業税法人税等調整額	50,271 34,172	4,746 21,586
法人税等合計		26,332
当期純利益		67,861
二 知能化性 一		07,001

売上原価明細書

		前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
器材費		387,922	27.1	377,514	25.8
分務費		75,559	5.3	74,412	5.1
経費		969,481	67.6	1,011,226	69.1
当期総費用		1,432,963	100	1,463,153	100
期首商品棚卸高		24		711	
合計		1,432,987		1,463,865	
期末商品棚卸高		711		42	
当期売上原価		1,432,276		1,463,823	1

経費の主な内容は、次のとおりであります。

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	(自 至	当事業年度 2022年4月1日 2023年3月31日)	
通信費 ホスティング費 減価償却費 保守費	ホスティング費 減価償却費		505,512千円 213,797千円 173,898千円 104,394千円

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本									
		資本剰余金		利益剰余金						
	資本金 資本準備金 資本剰余金 合計 経越利益剰 余金 合計	資本金	咨木淮供令	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合 計	新株予約権	純資産合計
		合計								
当期首残高	324,854	304,854	304,854	1,285,419	1,285,419	104,672	1,810,456	31,183	1,841,640	
当期変動額										
当期純利益	-	-	-	54,265	54,265	-	54,265	-	54,265	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	17,357	17,357	-	17,357	
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期変動額合計	1	1	1	54,265	54,265	17,357	36,907	-	36,907	
当期末残高	324,854	304,854	304,854	1,339,685	1,339,685	122,030	1,847,364	31,183	1,878,548	

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								
		資本乗	制余金	利益剰余金					
	資本金	本金 海木利今全 剰気	その他利益 剰余金	利益剰余金	金金 自己株式	自己株式 株主資本台計	株主資本合 計	新株予約権	純資産合計
		資本準備金	合計	繰越利益剰 余金	合計				
当期首残高	324,854	304,854	304,854	1,339,685	1,339,685	122,030	1,847,364	31,183	1,878,548
当期変動額									
当期純利益	-	-	-	67,861	67,861	-	67,861	-	67,861
自己株式の取得	,	-	-	-	,	43,197	43,197	,	43,197
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	229	229
当期変動額合計	•	-	-	67,861	67,861	43,197	24,664	229	24,435
当期末残高	324,854	304,854	304,854	1,407,546	1,407,546	165,227	1,872,028	30,954	1,902,983

【キャッシュ・ノロー計算者】		/
		(単位:千円)
	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	70,365	94,193
減価償却費	175,184	204,596
新株予約権戻入益	-	229
賞与引当金の増減額(は減少)	45,500	44,000
役員賞与引当金の増減額(は減少)	4,600	4,600
貸倒引当金の増減額(は減少)	6	79
受取利息	15	14
支払利息	2,341	2,441
有形固定資産売却損益(は益)	-	1,150
売上債権の増減額(は増加)	8,128	12,914
棚卸資産の増減額(は増加)	687	669
仕入債務の増減額(は減少)	2,938	8,860
その他	178	24,569
小計	308,528	231,471
利息の受取額	15	14
利息の支払額	2,346	2,417
法人税等の支払額	8,814	63,386
営業活動によるキャッシュ・フロー	297,382	165,681
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	23,963	59,500
無形固定資産の取得による支出	126,627	283,769
資産除去債務の履行による支出	-	39,600
差入保証金の回収による収入	-	37,961
差入保証金の差入による支出	23,568	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	174,158	344,909
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	86,780	82,218
自己株式の取得による支出	17,357	43,197
財務活動によるキャッシュ・フロー	104,138	125,415
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	19,085	304,643
現金及び現金同等物の期首残高	1,539,510	1,558,596
現金及び現金同等物の期末残高	1 1,558,596	1 1,253,952
· / 0 mm / / 0 · / 0 mm 3 · 0 1/3 · 2 / 1/3 / 1/3/1-3	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	,,

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式の会計処理は、移動平均法による原価法を採用しております。

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

- 3 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年

工具、器具及び備品 2年~10年

(2)無形固定資産

ソフトウエアについては、見込利用期間(3~5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- 4 引当金の計上基準
 - (1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき会社が算定した支給見込額を計上しております。

5 収益及び費用の計上基準

当社では、主要サービスの@nyplace、COLLABOS PHONE、COLLABOS CRM、COLLABOS CRM Outbound Editionをコールセンター向けの様々なクラウドサービスとして提供しております。当該サービスは、初期・一時費用と、月額利用課金型による月額利用料の契約となっております。初期・一時費用には、導入費用、拠点構築費用及びネットワーク機器等の販売が含まれており、月額利用料には、クラウドサービス利用料や電話回線利用料が含まれております。

初期・一時費用については、商品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。月額利用料については、主に契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。電話回線利用料については、契約期間にわたり使用に応じてサービスを提供するものであるため、顧客への請求金額により収益を認識しております。

なお、サービスの提供のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

() () () () () () ()

г		-	(+ 位 ・ 1 1 3)	
		前事業年度	当事業年度	
	繰延税金資産	67,870	46,284	

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延 税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは事業計画を基礎としております。なお、新 型コロナウイルス感染症及びロシア・ウクライナ情勢の当事業年度の業績への影響は僅少であるものの、翌 事業年度にわたり新型コロナウイルス感染症及びロシア・ウクライナ情勢の影響が継続するという一定の仮 定に基づいて事業計画を策定しております。

重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、売上高であります。当社のコールセン ター向けクラウドサービス事業における売上高は、コールセンターで利用される席数等によって構成されて おります。事業計画における売上高については、予測した席数等に応じて算出しております。

重要な会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に与える影響

予測した席数等は、見積りの不確実性が高く、減少した場合には課税所得の見積りが減少し、繰延税金資 産の取崩しが発生する可能性があります。

(会計上の見積りの変更)

当事業年度において、本社を移転することに伴って利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。また、不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務に係る資産除去債務について、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

これにより、従来の方法と比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は3,688千円減少しております。

(追加情報)

(自己株式の取得)

当社は、2022年11月16日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議し、以下の通り実施しております。

. 自己株式の取得を行う理由 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため。

2.取得に係る事項の内容 (1)取得する株式の種類 (2)取得する株式の総数 当社普通株式

125,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合2.72%)

(3)株式の取得価額の総額 48,125千円(上限) 2022年11月17日 4)取得日 5)取得方法

東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による買付け

3.取得の結果

(1)取得した株式の総数 (2)取得価額の総額 112,200株 43,197千円 (3)取得日 2022年11月17日

(貸借対照表関係)

1 当社は、運用資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

3 111 122 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2					
	前事業年度 (2022年 3 月31日)	当事業年度 (2023年 3 月31日)			
当座貸越契約及び貸出コミットメント契約 の総額	50,000千円	50,000千円			
借入実行残高	10,000千円	10,000千円			
差引額	40,000千円	40,000千円			

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額、ならびにおおよその割合は、次のとおりであります。

	立は、なりいにののよての計	日日は、人のこのりてのりより。
(自 		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
役員報酬	73,680千円	71,922千円
給料手当及び賞与	328,387千円	335,519千円
法定福利費	51,234千円	52,755千円
賞与引当金繰入額	65,500千円	21,500千円
役員賞与引当金繰入額	4,600千円	-千円
旅費交通費	23,848千円	30,942千円
広告宣伝費	20,994千円	20,030千円
業務委託費	151,497千円	104,851千円
減価償却費	24,721千円	26,369千円
おおよその割合		
販売費	2.7%	3.5%
一般管理費	97.3%	96.5%
2 固定資産売却益の内容は次のとおりであ	ります。	
		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
工具、器具及び備品	-千円	1,150千円
計	-千円	1,150千円

3 本社移転費用(特別損失)は、次のとおりであります。 前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 本社の移転に伴う、旧本社の原状回復期間の家賃であります。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 本社の移転に伴う、引越費用及び二重家賃等であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	4,791,600	1	1	4,791,600

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)(注) 150,095		40,000	-	190,095

⁽注)取締役会決議に基づく自己株式の取得により40,000株自己株式総数が増加しております。

3 新株予約権等に関する事項

	目的となる	E	当事業			
内訳 	を 株式の種 類	当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	+ 年度末 残 高 (千円)
ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	31,183

4 配当に関する事項 該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	4,791,600	-	-	4,791,600

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
普通株式(株)(注)	190,095	112,200	-	302,295	

⁽注)取締役会決議に基づく自己株式の取得により112,200株自己株式総数が増加しております。

3 新株予約権等に関する事項

	目的となる	E	当事業 年度末			
内訳	を 株式の種 類	当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	年度末 残 高 (千円)
ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	30,954

4 配当に関する事項 該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 1,558,596千円 当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 1,253,952千円

現金及び現金同等物

現金及び預金

1,558,596千円

1.253.952千円

2 重要な非資金取引の内容

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、次のとおりであります。

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

ファイナンス・リース取引に係る債務の額

162,514千円

144,365千円

(リース取引関係)

1 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

主として、クラウドサービス事業用設備、什器備品及びレンタル機器であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2 オペレーティング・リース取引 該当事項はありません。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。借入金の使途は運転資金(主として短期)であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、クライアントの信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び 未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務 は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

営業債権に係る信用リスクについては、与信限度管理規程に沿ってリスク低減を図っております。期日・残高管理を行いつつスクリーニングも行っております。回収懸念先については月次の与信報告にて信用状況を把握する体制としております。

流動性リスクの管理

当社は各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰表を作成、更新するとともに、日常のモニタリングを通じて適正な手許流動性を把握すること等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2022年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
リース債務	162,514	162,363	151
負債計	162,514	162,363	151

¹年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

当事業年度(2023年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
リース債務	144,365	145,000	635
負債計	144,365	145,000	635

1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

- (注1) 現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等については、現金であること、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注2) 市場価格のない株式等については、上表には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の とおりであります。

前事業年度(2022年3月31日)

区分	貸借対照表計上額(千円)
関係会社株式	14,111

当事業年度(2023年3月31日)

区分	貸借対照表計上額(千円)
関係会社株式	14,111

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2022年3月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,558,596	-	-	-
売掛金	245,750	-	-	-
合計	1,804,346	-	-	-

当事業年度(2023年3月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,253,952	-	-	-
売掛金	232,835	-	-	-
合計	1,486,788	-	-	-

(注4) リース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度(2022年3月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
リース債務	83,818	48,684	21,187	5,642	3,181	-
合計	83,818	48,684	21,187	5,642	3,181	-

当事業年度(2023年3月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
リース債務	62,395	34,974	18,164	15,854	12,975	-
合計	62,395	34,974	18,164	15,854	12,975	-

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価 の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインブット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価 に係るインプットを用いて算定した時価 レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位がもっとも低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2022年3月31日)

区分	時価(千円)				
<u>△</u> 7	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計	
リース債務	-	162,363	-	162,363	
負債計	-	162,363	-	162,363	

当事業年度(2023年3月31日)

133812 (1010 1 0 7 3 0 A)				
区分	時価 (千円)			
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計
リース債務	-	145,000	-	145,000
負債計	-	145,000	-	145,000

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 (注)

リース債務 これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価 値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、貸借対照表上、流動負債に計上されて いるリース債務と固定負債に計上されているリース債務を合算した金額となっております。

(有価証券関係)

1 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2022年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式14,111千円)は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

当事業年度(2023年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式14,111千円)は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

- 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 該当事項はありません。
- 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 該当事項はありません。

(退職給付関係)

退職金制度がないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
新株予約権戻入益	-	229

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況(1)ストック・オプションの内容

第 7 回新株予約権	
決議年月日	2014年12月 5 日
付与対象者の区分及び人数(注11)	当社取締役 4名 当社従業員 58名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注2)	普通株式 240,000株
付与日	2014年12月24日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2016年12月23日 至 2024年12月22日
新株予約権の数(個)(注1、3)	320
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数(注1、 4、8、9、10)	普通株式 192,000株
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注1、5、8、9、 10)	267
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	発行価格 267
及び資本組入額(円)(注1、8、9、10)	資本組入金 134
新株予約権の行使の条件	(注1、6)
新株予約権の取得に関する事項	-
新株予約権の譲渡に関する事項(注1)	新株予約権者は、本新株予約権を譲渡し、又はこ れに担保権を設定することができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注1、7)

- (注) 1. 当事業年度末における内容を記載しております。なお、有価証券報告書提出日の属する月の前月末(2023年 5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。
 - 2 . 株式数に換算して記載しております。なお、2014年12月24日付株式分割(普通株式 1 株につき100株の割合)及び2016年12月1日付株式分割(普通株式 1 株につき 2 株の割合)及び2018年3月1日付株式分割(普通株式 1 株につき3 株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。
 - 3.新株予約権1個につき目的となる株式数は、600株であります。
 - 4.新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 x 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

5 . 新株予約権の割当日以降に、当社が株式の分割(株式無償割当を含む。)又は株式の併合を行う場合には、 行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

既発行株式数 + 新株発行株式数 × 1 株あたりの払込金額 新株式発行前の時価

調整後行使価額 = 調整前行使価額 x -

既発行株式数 + 新株発行株式数

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に 読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な 範囲で行使価額を調整するものとする。

- 6.新株予約権の行使条件は、下記のとおりであります。
 - (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、当社の普通株式が日本国内の証券取引 所に上場した場合に限り行使することができる。
 - (2)新株予約権者は、権利行使時においても当社ならびに当社の子会社、主要株主会社(15%以上の当社の株式を有している株主)およびそのグループ会社の取締役、監査役および使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職による場合及び当社の取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
 - (3) 新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の証券取引所に上場した場合に、以下の期間区分に対応して権利を行使できるものとする。

上場日から1年を経過した日の前日まで 付与された権利の50%以下

上場日から1年を経過した日以降 付与された権利の全部

- (4)新株予約権者は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場した場合についてのみ、上場した日より 6ヶ月が経過するまでは、新株予約権を行使することができないものとする。
- (5)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の相続は認めないものとする。
- 7.当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注4に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注5で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に注7(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条 第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の 端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (7)譲渡による新株予約権の取得の制限
 - 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 8.2014年12月5日開催の取締役会決議に基づき、2014年12月24日付で普通株式1株を100株とする株式分割が行われております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 9.2016年11月4日開催の取締役会決議に基づき、2016年12月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割が行われております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 10.2018年1月19日開催の取締役会決議に基づき、2018年3月1日付で普通株式1株を3株とする株式分割が行われております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 11. 付与対象者の権利の行使及び退職による権利の喪失によって、2023年 5 月31日現在の付与対象者の区分及び 人数は、取締役 3 名及び従業員14名の合計17名となっております。

第8回新株予約権	
決議年月日	2015年 7 月24日
付与対象者の区分及び人数(注13)	当社取締役 6名 当社監査役 3名 当社従業員 32名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注2)	普通株式 660,000株
付与日	2015年 8 月31日
権利確定条件	(注5)
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2017年7月1日 至 2025年8月30日
新株予約権の数(個)(注1、4)	1,010
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数(注1、 6、11、12)	普通株式 606,000株
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注1、7、11、12)	1,049
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額(円)(注1、11、12)	発行価格 1,049 資本組入金 525
新株予約権の行使の条件	(注1、8)
新株予約権の取得に関する事項	(注9)
新株予約権の譲渡に関する事項(注1)	新株予約権者は、本新株予約権を譲渡し、これに 担保権を設定し、又はその他処分をすることがで きない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注1、10)

- (注) 1. 当事業年度末における内容を記載しております。なお、有価証券報告書提出日の属する月の前月末(2023年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。
 - 2 . 株式数に換算して記載しております。なお、2016年12月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合) 及び2018年3月1日付株式分割(普通株式1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。
 - 3. 本新株予約権は、新株予約権1個につき23,000円で有償発行しております。
 - 4.新株予約権1個につき目的となる株式数は、600株であります。
 - 5.第8回新株予約権の権利確定条件は次のとおりであります。
 - (1)新株予約権者は、2016年3月期乃至2018年3月期の監査済みの当社連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書)において、営業利益が次の各号に掲げる条件を満している場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。

この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき 1 個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

2016年3月期及び2017年3月期の営業利益の累積額が500百万円を超過した場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100%

2017年3月期及び2018年3月期の営業利益の累積額が500百万円を超過した場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50%

ただし、2016年3月期及び2017年3月期の営業利益が一度でも220百万円を下回った場合、全て権利行 使不可とする。

EDINET提出書類 株式会社コラボス(E31336) 有価証券報告書

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 6.本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割(または株式併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

7. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、 調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 株式分割(または株式併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

既発行株式数 + 新株発行株式数 × 1 株当たり払込金額

新規発行前の1株当たりの時価

調整後行使価額 = 調整前行使価額 x ---

既発行株式数 + 新株発行株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他 これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- 8.新株予約権の行使条件は、下記のとおりであります。
 - (1)新株予約権者は、2016年3月期乃至2018年3月期の監査済みの当社連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書)において、営業利益が次の各号に掲げる条件を満している場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。

この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき 1 個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

2016年3月期及び2017年3月期の営業利益の累積額が500百万円を超過した場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100%

2017年3月期及び2018年3月期の営業利益の累積額が500百万円を超過した場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50%

ただし、2016年3月期及び2017年3月期の営業利益が一度でも220百万円を下回った場合、全て権利行 使不可とする。

- (2)新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- 9. 下記の事由が生じた場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合
 - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、注8に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合
- 10.当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転 (以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新 株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社 (以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。た だし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収 分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件を勘案のうえ、注6に準じて決定する。
 - (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注7で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、注10(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5)新株予約権を行使することができる期間 行使期間に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間に 定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 下記に準じて決定する。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の 資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件
 - 注8に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件 注9に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 11.2016年11月4日開催の取締役会決議に基づき、2016年12月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割が行われております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 12.2018年1月19日開催の取締役会決議に基づき、2018年3月1日付で普通株式1株を3株とする株式分割が行われております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 13. 付与対象者の退職による権利の喪失によって、2023年 5 月31日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役 6 名、監査役 2 名及び従業員13名の合計21名となっております。

第 9 回新株予約権	
決議年月日	2015年 7 月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注2)	普通株式 135,000株
付与日	2015年 8 月31日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2015年 8 月31日 至 2025年 8 月30日
新株予約権の数(個)(注1、4)	215
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数(注1、 5、10、11)	普通株式 129,000株
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注1、6、10、11)	1,049
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額(円)(注1、10、11)	発行価格 1,049 資本組入金 525
新株予約権の行使の条件	(注1、7)
新株予約権の取得に関する事項	(注8)
新株予約権の譲渡に関する事項(注1)	新株予約権者は、本新株予約権を譲渡し、これに 担保権を設定し、又はその他処分をすることがで きない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注1、9)
ノンス ツ東半ケウナにもはっきウナコギレスものます もち	

- (注) 1. 当事業年度末における内容を記載しております。なお、有価証券報告書提出日の属する月の前月末(2023年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。
 - 2.株式数に換算して記載しております。なお、2016年12月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合) 及び2018年3月1日付株式分割(普通株式1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。
 - 3. 本新株予約権は、新株予約権1個につき6,000円で有償発行しております。
 - 4.新株予約権1個につき目的となる株式数は、600株であります。
 - 5.本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割(または株式併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

6. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、 調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 株式分割(または株式併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

既発行株式数 + 新株発行株式数 × 1 株当たり払込金額 新規発行前の 1 株当たりの時価

調整後行使価額 = 調整前行使価額 x -

既発行株式数 + 新株発行株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他 これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調 整を行うことができるものとする。

- 7. 新株予約権の行使条件は、下記のとおりであります。
 - (1)割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額(但し、注6に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 8. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- 9.当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転 (以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新 株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社 (以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。た だし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収 分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件を勘案のうえ、注5に準じて決定する。
 - (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注6で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、注9(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

行使期間に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間に 定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項下記に準じて決定する。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の 資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件 注7に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件 注8に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 10.2016年11月4日開催の取締役会決議に基づき、2016年12月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割が行われております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 11.2018年1月19日開催の取締役会決議に基づき、2018年3月1日付で普通株式1株を3株とする株式分割が行われております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 12. 付与対象者の退職による権利の喪失によって、2023年5月31日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役 5名となっております。

第10回新株予約権	
決議年月日	2017年12月8日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 38名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注2)	普通株式 40,200株
付与日	2017年12月25日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2019年12月21日 至 2027年12月8日
新株予約権の数(個)(注1、3)	42
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数(注1、 4、9)	普通株式 12,600株
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注1、5、9)	938
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額(円)(注1、9)	発行価格 938 資本組入金 469
新株予約権の行使の条件	(注1、6)
新株予約権の取得に関する事項	(注7)
新株予約権の譲渡に関する事項(注1)	新株予約権者は、本新株予約権を譲渡し、これに 担保権を設定し、又はその他処分をすることがで きない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注1、8)

- (注) 1. 当事業年度末における内容を記載しております。なお、有価証券報告書提出日の属する月の前月末(2023年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。
 - 2.株式数に換算して記載しております。なお、2018年3月1日付株式分割(普通株式1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。
 - 3.新株予約権1個につき目的となる株式数は、300株であります。
 - 4.本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

EDINET提出書類 株式会社コラボス(E31336)

有価証券報告書

5 . 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、 調整による1円未満の端数は切り上げる。

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1 株当たり払込金額 × 新規発行前の 1 株当たりの時価

調整後行使価額 = 調整前行使価額 x -

既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他 これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調 整を行うことができるものとする。

- 6.新株予約権の行使条件は、下記のとおりであります。
 - (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 7. 下記の事由が生じた場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合
 - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、注6に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合
- 8.当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転 (以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新 株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社 (以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。た だし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収 分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件を勘案のうえ、注4に準じて決定する。
 - (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注5で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、注8(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い 日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。 (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項下記に準じて決定する。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

注6に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、注6に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 9.2018年1月19日開催の取締役会決議に基づき、2018年3月1日付で普通株式1株を3株とする株式分割が行われております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 10. 付与対象者の退職による権利の喪失によって、2023年 5 月31日現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員 18名となっております。

(追加情報)

「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に 記載すべき事項をストック・オプション等関係注記に集約して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2023年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数について、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
権利確定前 (株)				
前事業年度末	1	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	1	-	-
権利確定	-	1	-	-
未確定残	1	1	1	-
権利確定後 (株)				
前事業年度末	192,600	607,200	132,000	12,900
権利確定	1	1	-	-
権利行使	1	-	-	-
失効	600	1,200	3,000	300
未行使残	192,000	606,000	129,000	12,600

(注)2014年12月24日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)及び2016年12月1日付株式分割(普通株式1 株につき2株の割合)及び2018年3月1日付株式分割(普通株式1株につき3株の割合)による分割後の株式 数に換算して記載しております。

単価情報

	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権
権利行使価格(円)	267	1,049	1,049	938
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	38	10	511

- (注) 2014年12月24日付株式分割(1株につき100株の割合)及び2016年12月1日付株式分割(1株につき2株の割合)及び2018年3月1日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。
 - 4 ストック・オプションの権利確定数の見積方法 基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。
 - 5 ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額17,088千円 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における 本源的価値の合計額 - 千円

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年 3 月31日)	当事業年度 (2023年 3 月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	98千円	122千円
減価償却超過額	25,548千円	28,659千円
未払事業税	3,490千円	3,229千円
賞与引当金	20,056千円	6,583千円
ソフトウェア	9,181千円	8,436千円
その他	14,838千円	1,112千円
繰延税金資産小計	73,211千円	48,141千円
評価性引当額	2,195千円	1,857千円
繰延税金資産合計	71,016千円	46,284千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	3,146千円	-
繰延税金負債合計	3,146千円	-
繰延税金資産の純額	67,870千円	46,284千円

(表示方法の変更)

前事業年度において、独立掲記していた「資産除去債務」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より繰延税金資産の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の繰延税金資産の「資産除去債務」に表示していた12,707千円及び「その他」2,131 千円は、「その他」14,838千円として組替えております。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	(2023年3月31日)
30.6%	30.6%
0.6%	1.0%
1.4%	1.0%
2.1%	0.4%
13.7%	1.3%
1.9%	3.0%
22.9%	28.0%
	2.1% 13.7% 1.9%

(表示方法の変更)

前事業年度において、独立掲記していた「役員賞与等永久に損金に算入されない項目」は、金額的重要性が 乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させる ため、前事業年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の「役員賞与等永久に損金に算入されない項目」に表示していた2.9%及び「その他」 1.0%は、「その他」1.9%として組替えております。

(持分法損益等)

持分法非適用関連会社がありますが、損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1 当該資産除去債務の概要

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

本社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

本社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2 当該資産除去債務の金額の算定方法

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

使用見込期間を取得から5年と見積り、割引率は 0.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

使用見込期間を取得から5年と見積り、割引率は 0.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

なお、移転後の本社オフィスについては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する 敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用 に計上する方法によっております。

3 当該資産除去債務の総額の増減

	(自 至	前事業年度 2021年4月1日 2022年3月31日)	(自 至	当事業年度 2022年4月1日 2023年3月31日)
—————————————————————————————————————		-		41,501千円
見積りの変更による増減額(は減少)		5,702千円		1,900千円
簡便法から原則法への変更による影響		35,800千円		-
時の経過による調整額		0千円		1千円
資産除去債務の履行による減少額		-		39,600千円
期末残高		41,501千円		-

4 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当事業年度において、本社を移転することを決議したことに伴い、不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務に係る資産除去債務について、退去等による新たな情報の入手に伴い、退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額5,702千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、資産除去債務の計上については、従来、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっておりましたが、当事業年度において原状回復費用の総額が敷金総額を上回ることとなり、従来の方法によることが認められなくなったため、原状回復費用を資産除去債務として負債計上することといたしました。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当事業年度において、本社を移転したことに伴い、不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務に係る資産除去 債務について、退去等による新たな情報の入手に伴い、退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの 変更を行いました。

この見積りの変更による減少額1,900千円を変更前の資産除去債務残高に減算しております。

なお、資産除去債務の計上については、従来、原状回復費用を資産除去債務として負債計上する方法によっておりましたが、当事業年度において原状回復費用の総額が敷金総額を下回ることとなり、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上することといたしました。

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益認識のサービス別及び時期別に分解した金額は、以下のとおりであります。 前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

	クラウドサービス事業	合計
サービス別 @nyplace COLLABOS PHONE COLLABOS CRM COLLABOS CRM Outbound Edition その他	1,598,894 486,777 162,535 41,967 78,732	1,598,894 486,777 162,535 41,967 78,732
合計	2,368,907	2,368,907
収益認識の時期 一時点で移転される財又はサービス 一定期間で移転される財又はサービス	188,346 2,180,560	188,346 2,180,560
合計	2,368,907	2,368,907

(注)「その他の収益」の区分については、該当がないため記載を省略しております。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

	クラウドサービス事業	合計
サービス別 @nyplace COLLABOS PHONE COLLABOS CRM COLLABOS CRM Outbound Edition その他	1,590,396 486,210 143,097 34,489 94,847	1,590,396 486,210 143,097 34,489 94,847
合計	2,349,041	2,349,041
収益認識の時期 一時点で移転される財又はサービス 一定期間で移転される財又はサービス	167,171 2,181,869	167,171 2,181,869
合計	2,349,041	2,349,041

(注)「その他の収益」の区分については、該当がないため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社では、主要サービスの@nyplace、COLLABOS PHONE、COLLABOS CRM、COLLABOS CRM Outbound Editionをコールセンター向けの様々なクラウドサービスとして提供しております。当該サービスは、初期・一時費用と、月額利用課金型による月額利用料の契約となっております。初期・一時費用には、導入費用、拠点構築費用及びネットワーク機器等の販売が含まれており、月額利用料には、クラウドサービス利用料や電話回線利用料が含まれております。

履行義務の充足時点について、初期・一時費用におけるサービスは、商品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点としておりますが、これは、当該時点が製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転し、顧客から取引対価の支払いを受ける権利を得ていると判断できるためであります。月額利用料におけるサービスは、役務を提供する期間にわたり収益を認識しておりますが、これは、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであり、時の経過に応じて顧客が便益を享受すると考えられるためであります。電話回線利用料におけるサービスは、顧客への請求金額により収益を認識しておりますが、これは、契約期間にわたり使用量に応じたサービスを提供するものであり、使用に応じて顧客が便益を享受すると考えられるためであります。

一部の取引については、役務提供が他の当事者により行われており、当社は、約束の履行に関する主たる責任 や在庫リスクを有しておりません。当該他の当事者により役務が提供されるように手配することが当社の履行義 務であり、したがって、代理人として取引を行っていると判断しております。この当社の役割が代理人に該当す る取引については、取引価格を、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額により算定しており ます。

売上高は契約において約束された対価で測定され、値引き等の顧客に支払われる対価を控除しております。 クラウドサービス事業に関する取引の対価は、商品の引渡し又はサービスの提供後、概ね1か月以内に受領し ており、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素の調整は行っておりません。

値引きの履行義務への配分については、市場の状況、当社固有の要因及び顧客に関する情報等を加味して決定された価格に基づいて、1つ又は複数の履行義務に対して行っております。

有価証券報告書

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度 末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する

契約負債の残高等

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	253,878	245,750
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	245,750	232,835
契約負債 (期首残高)	3,398	9,220
契約負債 (期末残高)	9,220	8,354

契約負債は、それぞれのサービスにおける契約に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。 契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

残存履行義務に配分した取引価格 当社では、残存履行義務に配分した取引価格の総額は主に@nyplaceサービスの販売に関するものであり、収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。 なお、当初の予想期間が1年以内の契約であるものについては、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
1年以内	130,714	129,333
1年超2年以内	116,611	67,947
2年超3年以内	55,226	32,222
3年超4年以内	27,242	19,231
4年超5年以内	17,997	9,457
5年超	29,253	20,104
合計	377,045	278,296

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、クラウドサービス事業を提供する単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	@nyplace	COLLABOS PHONE	COLLABOS CRM	COLLABOS CRM Outbound Edition	その他	合計
外部顧客への 売上高	1,598,894	486,777	162,535	41,967	78,732	2,368,907

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部クライアントへの売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要なクライアントごとの情報

(単位:千円)

相手先	売上高	関連するセグメント情報
㈱カスタマーリレーションテレマーケティング	298,031	クラウドサービス事業

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	@nyplace	COLLABOS PHONE	COLLABOS CRM	COLLABOS CRM Outbound Edition	その他	合計
外部顧客への 売上高	1,590,396	486,210	143,097	34,489	94,847	2,349,041

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部クライアントへの売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要なクライアントごとの情報

(単位:千円)

		(1 + 1)
相手先	売上高	関連するセグメント情報
㈱カスタマーリレーションテレマーケティング	347,236	クラウドサービス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】 該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等 前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 該当事項はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有(被所有) 割合(%)	関連当事者と の関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
関連 会社	株式会社 ギーク フィード	東京都台東区	15,032	情報 サービス業	直接34.02	ソフトウェア の開発等 サービスの仕入 業務委託	ソフトウェア の開発等 (注)	3,293	未払金	1

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

上記取引については、市場価格を参考の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有(被所有) 割合(%)	関連当事者と の関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
関連 会社	株式会社 ギーク フィード	東京都台東区	15,032	情報 サービス業		ソフトウェア の開発等 サービスの仕入 業務委託	ソフトウェア の開発等 (注)	72,028	未払金	-

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

上記取引については、市場価格を参考の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1 株当たり純資産	401.47円	417.00円
1 株当たり当期純利益	11.70円	14.88円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	11.49円	14.69円

(注)1.1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益 (千円)	54,265	67,861
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	54,265	67,861
普通株式の期中平均株式数(株)	4,637,217	4,561,236
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益		
当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数(株)	86,623	59,549
後1株当たり当期純利益の算定に含まれな	(普通株式607千株) 第9回新株予約権 (普通株式132千株)	第 8 回新株予約権 (普通株式606千株) 第 9 回新株予約権 (普通株式129千株) 第10回新株予約権 (普通株式 12千株)

2 . 1株当たり純資産の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2022年 3 月31日)	当事業年度 (2023年 3 月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	1,878,548	1,902,983
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	31,183	30,954
(うち新株予約権)(千円)	(31,183)	(30,954)
普通株式に係る期末の純資産(千円)	1,847,364	1,872,028
1株当たり純資産の算定に用いられた期末 の普通株式の数(株)	4,601,505	4,489,305

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

資産総額の100分の1以下につき財務諸表等規則第124条により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

					当期末減価		
資産の種類	当期首残高	当期増加額 (千円)	当期減少額	当期末残高 (千円)	償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	74,995	20,000	74,995	20,000	2,504	16,036	17,495
工具、器具及び備品	433,173	37,848	1,555	469,466	421,361	22,487	48,104
リース資産	540,645	69,356	40,365	569,636	438,457	80,306	131,178
有形固定資産計	1,048,815	127,204	116,916	1,059,102	862,324	118,830	196,778
無形固定資産							
ソフトウエア	486,523	98,099	331	584,291	400,385	85,561	183,905
ソフトウエア仮勘定	23,851	287,818	98,751	212,919	-	-	212,919
その他	2,464	-	-	2,464	290	205	2,174
無形固定資産計	512,840	385,917	99,082	799,675	400,676	85,766	398,999

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは以下のとおりであります。

資産の種類	内容	金額 (千円)
建物	建物 本社移転に伴う新オフィス設備への投資	
工具、器具及び備品	「@nyplace」用設備への投資等	31,469千円
リース資産	「@nyplace」用設備への投資等	47,202千円
リース員座	本社移転に伴う新オフィス設備への投資	22,153千円
	「GROWCE」システムの開発等	59,118千円
ソフトウェア	「@nyplace」システムの開発等	15,319千円
	「Afullect」システムの開発等	10,468千円
	「VLOOM」システムの開発等	112,299千円
 	「GROWCE」システムの開発等	87,012千円
ソフトリエア収勘正	「CollasQ」システムの開発等	30,567千円
	「UZMAKI」システムの開発等	26,278千円

2. 当期減少額のうち主なものは以下のとおりであります。

資産の種類	内容	金額(千円)
建物	本社移転に伴う旧オフィス設備の除却	74,995千円
リース資産	除却	40,365千円
	「GROWCE」システムの開発等	59,118千円
ソフトウェア仮勘定	「@nyplace」システムの開発等	15,319千円
	「Afullect」システムの開発等	10,468千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	10,000	10,000	0.5	-
1年以内に返済予定のリース債務	83,818	62,395	1.4	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	78,696	81,970	1.4	2024年~2028年
合計	172,514	154,365	-	-

- (注)1.「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 - 2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額 の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	34,974	18,164	15,854	12,975

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	323	79	-		403
賞与引当金	65,500	21,500	64,694	805	21,500
役員賞与引当金	4,600	-	4,600	-	-

(注) 1. 賞与引当金の当期減少額(その他)は、実際支給額との差額の戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	-
預金	
普通預金	1,253,952
合計	1,253,952

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
㈱カスタマーリレーションテレマーケティング	43,177
KDDI(株)	12,317
パーソルワークスデザイン(株)	10,819
㈱アイカム	6,668
トランスコスモス(株)	5,683
その他	154,168
合計	232,835

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{\text{(C)}}{\text{(A)} + \text{(B)}} \times 100$	(A) + (D) 2 (B) 365
245,750	2,601,541	2,614,456	232,835	91.82	33.6

商品及び製品

品目	金額(千円)	
商品		
情報通信機器	42	
合計	42	

買掛金 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)IDCフロンティア	16,064
(株)ラクスパートナーズ	12,102
丸紅情報システムズ㈱	11,467
コムテック(株)	8,796
グローバル・タンク(株)	7,247
その他	44,431
合計	100,109

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	581,209	1,169,349	1,744,739	2,349,041
税引前四半期(当期)純利益又は純損失() (千円)	5,573	40,566	54,613	94,193
四半期(当期)純利益又は純損失()(千円)	3,733	27,188	36,602	67,861
1株当たり四半期(当期)純利益又は純損失 ()(円)	0.81	5.91	7.98	14.88

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は	0.01	6.70	2.07	6.06
純損失()(円)	0.81	0.72	2.07	6.96

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日より翌年3月31日まで		
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内		
基準日	毎年 3月31日		
剰余金の配当の基準日	毎年 3月31日、毎年 9月30日		
1 単元の株式数	100株		
単元未満株式の買取り			
取扱場所	-		
株主名簿管理人	-		
取次所	-		
買取手数料	-		
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は、当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 https://www.collabos.com/		
株主に対する特典	該当事項はありません。		

- (注)当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款 に定めております。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第21期)(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 2022年6月22日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度(第21期)(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 2022年6月22日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

(第22期第1四半期)(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日) 2022年8月5日関東財務局長に提出。 (第22期第2四半期)(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日) 2022年11月10日関東財務局長に提出。 (第22期第3四半期)(自 2022年10月1日 至 2022年12月31日) 2023年2月3日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2022年7月1日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間(自 2022年11月1日 至 2022年11月30日) 2022年12月8日関東財務局長に提出。

EDINET提出書類 株式会社コラボス(E31336) 有価証券報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年6月23日

株式会社コラボス 取締役会 御中

アーク有限責任監査法人 東京オフィス

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 村瀬 征雄

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 渡部 源一

<財務諸表監查>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社コラボスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コラボスの2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査 法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要である と判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成におい て対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

経営者による繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由

会社の当事業年度末の貸借対照表において、繰延税金資産46,284千円(総資産の2.1%)が計上されており、注記事項(重要な会計上の見積り)に記載のとおり、将来減算一時差異に対して将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断している。

将来の収益力に基づく課税所得は、事業計画を基礎としており、会社は当該事業計画策定における主要な仮定を売上高としている。また、会社はコールセンター向けクラウドサービス事業を営んでいることから、事業計画における売上高を予測されたコールセンターで利用される席数等に応じて算出している。

コールセンターで利用される席数等の予測については、 経営者による判断を伴い、将来の市場環境や市場競争の影響を受けるため不確実性が高い。

以上から、当監査法人は、経営者による繰延税金資産の 回収可能性に関する判断の妥当性が、当事業年度の財務諸 表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事 項」に該当すると判断した。

監査上の対応

- 当監査法人は、経営者による繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性を検討するに当たり、主に以下の監査手続を実施した。
- ・将来の課税所得の見積りを含む繰延税金資産の回収可能 性の判断に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を 評価した。
- ・将来減算一時差異について、その解消見込年度のスケ ジューリングについて検討した。
- ・過年度の事業計画の見積りと実績の比較を行い、見積り の偏向の有無及び事業計画策定の精度を評価した。
- ・将来の課税所得の見積りを評価するため、その基礎となる事業計画において予測されたコールセンターで利用される席数等の基礎資料を閲覧するとともに経営者と協議し、 合理性を確認した。

その他の事項

会社の2022年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2022年6月22日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどう かとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象 を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社コラボスの2023年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社コラボスが2023年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部 統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告 に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制 監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を 入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部 統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。